

令和5年6月12日

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する 実行計画の進捗状況等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）（以下「輸出促進法」という）第14条第1項に基づき、農林水産物・食品輸出本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画（以下「実行計画」という）を作成することとされている。今般、同条第3項及び第5項に定める実行計画の変更・公表を行うとともに、同条第6項に定める進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表する。

1. 進捗及び実施の状況並びに評価の結果

- (1) これまで実行計画（※1）では、これまで392項目を作成し、253項目が対応済みとなった。
- (2) 令和5年1月以降は、このうち27項目（※2）が対応済みとなり、輸出先国・地域の規制への対応が進展している。（別紙1参照）

〔※1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行前の工程表を含む。〕

〔※2 前回改定時に掲載されていなかったものの対応した1項目を含む。〕

2. 実行計画の変更

輸出先国・地域との協議、輸出施設の認定、事業者・産地の支援など新たに21項目を追加した（別紙2参照）。加えて、進捗管理をより適切に行うために、1項目を分割した（1項目増）。また、輸出促進法第14条第4項に基づき、認定農林水産物・食品輸出促進団体（別紙3参照）に対して、実行計画案の意見聴取を行った。

これらを踏まえ、実行計画を変更・公表する（別紙4参照）。

○変更後の実行計画

【概要】

I	輸出先国・地域との協議への対応	・・・	77 項目
II	輸出を円滑化するための対応	・・・	
1	施設認定	・・・	49 項目
2	その他	・・・	13 項目
III	事業者・産地への支援に関する対応	・・・	24 項目
合計 163 項目			

(対応済み項目数

合計 253 項目)

**新たに対応済みとなった項目
(令和5年1月以降)**

I 輸出先国・地域との協議への対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
タイ	かんきつ類の輸出に係る検疫条件を緩和（防カビ及びワックス処理を生産園地での適正防除、植物防疫官による栽培地検査等に代替）（2023年5月）	1
台湾	豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出解禁（2023年1月）	1
台湾	青果物（いちご、とうとう）の輸入検査時の残留農薬基準不合格事案に対する台湾当局からの改善措置要求への対応（2023年4月）※1	1
中国	コールドチェーン流通食品（日本は主に水産物）に対する新型コロナに関連したPCR検査等の輸入検疫措置を撤廃（2023年1月）	1
カタール	水産食品の輸出時に新たに必要となった衛生証明書の様式にカタール側と合意し、証明書発行に係る要綱を制定（2023年3月）	1
メキシコ	精米の輸出解禁（2023年3月）	1
カナダ	ももの輸出解禁協議は、産地の要望取り下げにより削除（2023年4月）	1
計		7

II 輸出を円滑化するための対応（施設認定、その他）

対象国・地域	措置した事項	項目数
台湾	牛肉処理施設の認定	1
中国	水産食品の輸出に係る冷凍機能を有する漁船の登録手続の制定（2023年1月）	1
ニュージーランド	ニュージーランド側での水産物の衛生証明書の変更に伴い、同証明書の発行に係る要綱を改正し、発行体制を整備（2023年2月）	1
米国、EU	水産食品加工施設の認定 等 ※2	10
EU	容器包装（食品接触材料）に係る規制情報を事業者に提供（2023年5月）	1

EPA 対象国	EPA を利用して青果物等を輸出する際の原産地証明書の発給手続きを簡素化し、事業者に周知。(2023 年 3 月)	1
各国・地域共通	施設整備を行う事業者の円滑な認定に向けた支援体制を構築(2023 年 3 月)	1
各国・地域共通	輸出に関する一元的な相談窓口で蓄積した情報を eMAFF 営業支援ツールへ移行(2023 年 2 月)	1
各国・地域共通	農産物の輸出解禁情報に係る周知のルールを作成し、在外公館等へ周知(2023 年 2 月)	1
計		18

III 事業者・産地への支援に関する対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
各国・地域共通	JETRO 及び JFOODO と品目団体が連携する枠組みを構築	1
各国・地域共通	海外向け情報配信サイト「Taste of Japan」(TOJ サイト)において、海外の消費者へ日本食材の魅力や、日本の食品の調理方法等を発信。TOJ サイトは、2023 年度に農水省から JFOODO へ移管。	1
計		2

※ 1 前回の計画変更時に掲載されていなかったものの、対応済みとなった項目

※ 2 うち 1 件は、実行計画から削除になった項目

対応済みとなった項目の合計 : 27

(参考) 上記以外に対応が進展した主な項目

<No. 73 カナダ>

2023 年 8 月末目途での有機酒類の同等性の発効を大筋合意(2023 年 5 月)

<No. 133 EU>

混合食品に使用する第三国由来の動物性加工原料(タイ産水産製品)が EU の衛生基準に適合していることを証する証明書の発行を開始(2022 年 12 月)

<No. 134 各国・地域共通>

一元的な輸出証明書発給システムの新機能(台湾向け産地証明書の発行)の追加(2023 年 1 月)

<No. 136 北米、EU、オセアニア、アジア>

輸出向け青果物及び茶に係る残留農薬基準の設定支援（2022 年度までに青果物 71 件、茶 20 件のインポートトレランスを申請済）

<No. 142 各国・地域共通>

GFP フラッグシップ輸出産地形成プロジェクトを実施する 10 道府県を採択（2023 年 4 月）

<No. 143 各国・地域共通>

新たに 2 品目 2 団体を品目団体として認定（2023 年 3 月）

<No. 146 中国>

輸出支援プラットフォームを立ち上げ（2023 年 5 月）

<No. 160 各国・地域共通>

メロン、ぶどう等の流通常行程の情報を詳細に提供するフードチェーン情報公表農産物 JAS を制定（2023 年 3 月）

追加する項目
(令和5年6月12日時点)

I 輸出先国・地域との協議への対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数
インドネシア	かんきつの輸出解禁	1
タイ	かんきつの輸出における検疫条件の緩和 (生産園地の害虫調査の条件、輸出可能時期の拡大)	1
台湾	トマトの輸出解禁	1
フィリピン	ぶどうの輸出解禁	1
豪州	ももの輸出解禁	1
UAE、フィリピン	鶏卵の輸出解禁	2
米国	だいこん、キャベツの輸出解禁	2
ペルー	精米の輸出解禁	1
コロンビア	新法規による食品の塩分規制の強化（2024年には更なる強化を予定）への対応	1
計		11

II 輸出を円滑化するための対応（施設認定、その他）

対象国・地域	対象となる事項	項目数
シンガポール	豚肉処理施設の認定（西日本ベストパッカ一株（鹿児島県））	1
台湾	牛肉処理施設の認定（群馬県食肉卸売市場（群馬県））	1
米国	水産食品加工施設の認定（株力ネキチ澤田水産（北海道）、（株）ショクシン（大阪府））	2
米国	水産食品加工施設の認定品目の追加（あづまフーズ（株）（三重県）、（株）木村海産（香川県））	2
インドネシア	インドネシアにおける食品規制への対応	1
EU	円滑な施設認定に向けた情報共有スキームの構築	1
EU	容器包装及び包装廃棄物に係る新たな規制への対応（情報収集・提供等）	1
計		9

III 事業者・産地への支援に関する対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数
各国・地域共通	海外の日本食料理人の人材育成	1
	計	1

追加する項目の合計：21

別紙3

意見聴取した認定農林水産物・食品輸出促進団体

一般社団法人 全日本菓子輸出促進協議会

一般社団法人 日本木材輸出振興協会

一般社団法人 日本真珠振興会

日本酒造組合中央会

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会

一般社団法人 全国花き輸出拡大協議会

一般社団法人 日本青果物輸出促進協議会

公益社団法人 日本茶業中央会

一般社団法人 全日本錦鯉振興会

農林水産物及び食品の 輸出の促進に関する実行計画

農林水産物・食品輸出本部

令和5年6月12日

目 次

I 輸出先国・地域との協議への対応	3 頁	77 項目	163 項目
II 輸出を円滑化するための対応			
1 施設認定	21 頁	49 項目	
2 その他	28 頁	13 項目	24 項目
III 事業者・産地への支援に関する対応	32 頁	24 項目	
(参 考) 今回新たに対応済みとなった項目	40 頁	27 項目	253 項目
前回までに対応済みとなった項目	43 頁	226 項目	

I 輸出先国・地域との協議への対応

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画

I 輸出先国・地域との協議への対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
1	インド	スギの輸出解禁	インド側に今後の国内手続きを確認中。	農水省は、 ・インドに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・インド側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						10億円	農林水産大臣
2	インド	なしの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインド側で病害虫リスク評価を実施中。	農水省は、 ・インドに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・インド側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.06億円	農林水産大臣
3	インドネシア	かんきつの輸出解禁	日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。	農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、インドネシアに対して速やかに輸出解禁を要請。						0.02億円	農林水産大臣
4	インドネシア	生産国認定品目の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアに植物由来の生鮮食品を輸出する際には、以下のいずれかの対応が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ① 日本国検査機関（インドネシア政府への登録が必要）によるロットごとの化学物質等の残留検査結果の提出 ② 日本での青果物等の安全確保システムが、インドネシア政府から認定されること（生産国認定） ・現在、生産国認定を受けているのは、「りんご」（有効期限2024年5月6日）のみ。認定品目の拡大に向け、「もも」「ぶどう」について新規認定申請書をインドネシア側へ提出。（インドネシア側からは、生産国認定の更新6ヶ月前でなければ受理できないとの回答） ・2022年6月、農林水産審議官より、インドネシア農業省に対して認定品目の拡大について要請を実施。更に、12月には申請手続きの弾力的運用に係る書簡を発出。 ・生産国認定の取得すれば、全ロット検査が不要になる他、輸入港として利用が禁止されているジャカルタ至近のタンジュン・ブリオク港の利用が可能。 	<p>【対応方針】</p> <p>・農水省は、在外公館と連携しつつ、もも・ぶどうの生産国認定について、インドネシアに対し引き続き早期の審査実施や申請手続きの弾力的運用に向けた働きかけを実施。</p>						もも0.14億円 ぶどう0.08億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
5	インドネシア	動物性製品の輸出のための輸入推薦状の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年3月17日、2022年度輸出環境整備推進委託事業により、2021年インドネシア農業大臣令第15号の法的精査を完了。 ・同大臣令では、食肉、乳製品、園芸作物等の輸入には農業省からの輸入推薦状が必要なところ、同大臣令に当該推薦状に係る原産国及び原産国事業体の要件等が規定されており、輸入推薦状の取得に当たっては、これを遵守する必要。 	<p>農水省は、委託事業の成果を基に①対象品目、②輸出に必要な手続き、③問い合わせ先をホームページに掲載し、事業者に輸出手続きを案内。また、順次、質問票様式も掲載。</p>						—	農林水産大臣
6	インドネシア	牛乳・乳製品に係る技術プロトコルの二国間協議実施	<p>2021年インドネシア農業大臣令第15号に基づき、畜産物、動物性食品、食品以外の動物性生産品、ペットフード、動物由来飼料原料は、インドネシアと原産国が二国間合意を経て、技術プロトコルの作成が必要。まずは、輸出事業者から具体的な要望があった牛乳・乳製品について協議を実施。その他の品目については、具体的な輸出の要望が確認された場合、関係課とともにに対応。</p>	<p>在外公館等と連携しつつ、インドネシアによる書類審査、現地調査等に対応。</p>						0.5億円(2021年牛乳製品輸出実績)	農林水産大臣 厚生労働大臣
7	韓国	原発事故に伴い、 ・福島県等8県からの全ての水産物について、全面的に輸入停止 ・8都道県の水産物並びに13都県の水産物及び輸入停止対象品目以外の食品の放射性物質検査証明書並びに全ての食品に产地証明書を要求等	<p>農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し韓国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。</p>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。 						486億円（※）の内数 (※2020年4月時点 で規制を維持している 国・地域向けの 2010年～2011年の農 林水産物・食品の輸 出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
8	韓国	牛肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年9月、BSE発生に伴い、韓国は日本からの牛肉の輸入を停止。 ・2013年8月、韓国当局から輸入リスク分析を開始する旨通知。 ・2016年7月、韓国から家畜衛生に関する質問票を受領。 ・2020年3月、日本から回答書を提出。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、韓国からの追加質問、追加資料要求があれば対応。 ・厚労省及び農水省は、韓国による書類審査終了後、現地受け入れ、輸出条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を公表予定。 						41.3億円 (2018年の香港向け 牛肉輸出実績) (韓国の名目GDPは香港の約4倍)	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国 ・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
9	シンガポール	鶏卵及び鶏卵製品の施設認定権限の委譲	・認定権限委譲のためには、十分な輸出実績を積み上げた上で、現地査察を受ける必要がある。 ・輸出が順調に伸びているところ、現地査察のタイミングについてシンガポールと調整中。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、鳥インフルエンザの発生状況も踏まえつつ、9月までにシンガポールによる現地査察を実施するように調整。						鶏卵 0.02億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
10	タイ	ゆずの輸出解禁	日本から提出した情報を基にタイ側で病害虫リスク評価を実施中。 (徳島県が協議を要望)	農水省は、 ・タイに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.02億円 (きんかんの輸出解禁との合計)	農林水産大臣
11	タイ	きんかんの輸出解禁	日本から提出した情報を基にタイ側で病害虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・タイに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.02億円 (ゆずの輸出解禁との合計)	農林水産大臣
12	タイ	玄米の輸出解禁	日本から提出した情報を基にタイ側で検疫措置を検討中。	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						4億円(1,500トン)	農林水産大臣
13	タイ	かんきつの輸出における検疫条件の緩和 (生産園地での害虫調査の条件緩和、輸出可能時期の拡大)	日本側で条件変更の要請に必要な情報を準備中。 ・生産園地での害虫調査の条件緩和 (三重県、愛媛県が協議を要望) ・輸出可能時期の拡大 (三重県が協議を要望)	農水省は、条件変更に必要な情報の準備が整い次第、タイに対して条件変更を要請。						0.05億円程度	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
14	台湾	原発事故に伴い、 ・福島等5県産の野生鳥 獣肉、キノコ類、コシア ブラを輸入停止 ・5県の全ての品目（酒 類を除く）及び一部の都 県の一部の品目に放射性 物質検査報告書並びに全 ての産品（酒類を除く） に産地証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携 し台湾にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、日本台湾交流協会等を通じた台湾当局・政界・世論への働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。						486億円（※）の内 数 (※2020年4月時点 で規制を維持してい る国・地域向けの 2010年～2011年の農 林水産物・食品の輸 出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
15	台湾	新たな規制に対応する水 産物の衛生証明書の発行 体制の整備	・現状、水産物については貝類のみ衛生 証明書を求められているが、全ての動物 性水産物に施設認定及び衛生証明書が必 要になる旨、台湾から連絡があった。台 湾は当該証明書等に係る国内制度のパブ リックコメントを実施（2022年7月）。 ・2022年末、台湾向け水産食品の輸出実 績がある施設リスト、証明書様式等につ いて、台湾側からの求めに応じ台湾側に 提出。 ・2023年3月末、証明書発給システム納 品。 ・2023年4月、事業者向け説明会（Web） を開催。 ・新たな規制は、2024年1月1日施行予 定。	・農水省は、本年11月頃までに要綱を作成し、公表。証明書の発行方法等について台湾側に適宜追加確認を行い変更等が 生じれば適時事業者へ改めての周知をするとともに、地方農政局等への説明を行いつつ、証明書発行体制を整備（2024年 1月～）。 ・証明書発給システムについて、変更等により必要が生じれば再改修を行う。 農水省は、台湾向け水産食品の輸出 実績がある施設リスト等について、 更新版を台湾側に提出する（7月）。						—	農林水産大臣
16	台湾	牛肉の月齢制限（30ヶ月 齢以上）撤廃	・米沢牛など30か月齢以上の肥育を条件 とする銘柄牛の輸出ができず。 ・2019年5月、厚労省と農水省は、台湾 側からの技術的な質問票に対する回答作 成し台湾側に提出。 ・2020年8月に提示された追加質問に対 し、同年9月に回答。 ・2021年6月に台湾が質問委員会におい て審査を行い、書類審査終了。 ・2022年10月に台湾による現地調査を実 施。	現地調査結果 に関する諮詢 委員会におけ る審査。	台湾によるパブリックコメント及び SPS通報。（60日）	台湾による規則改 正。				4億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
17	台湾	高病原性鳥インフルエン ザに関する地域主義の適 用	・2021年12月、台湾が高病原性鳥インフ ルエンザの地域主義適用に関する規則 (質問票を含む)を施行。 ・2022年7月、質問票への回答を提出。 ・2022年11月に追加質問あり、同年12月 に回答提出。 ・2023年3月に台湾が、2023年12月まで の時限的措置として「輸出前28日間に高 病原性鳥インフルエンザの発生がない農 場からの鶏卵及び液卵の輸入を受け入れ る」旨公表。	【対応方針】 ・農水省は、台湾における鶏卵輸入に係る特例（時限的）措置終了後、速やかに地域主義が適用されるよう協議を実施。						—	農林水産大臣
18	台湾	トマトの輸出解禁	日本から提出した情報を基に台湾側で病 害虫リスク評価を実施中。 (熊本県が協議を要望)	農水省は、 ・台湾に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・台湾側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.01億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
19	中国	原発事故に伴い、 ・10都県の全ての食品 (新潟県産米を除く) の 輸入停止 ・その他道府県の放射性 物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し中国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。 						486億円(※)の内数 (※2020年4月時点 で規制を維持してい る国・地域向けの 2010年～2011年の農 林水産物・食品の輸 出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
20	中国	牛肉の輸出解禁	・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。 <p><参考></p> <p>日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要なステップ： ①中国側による、我が国の食品安全システムの評価 ②牛肉に係る輸出条件の設定 ③輸出施設の認定・登録</p>						41.3億円 (2018年の香港向け 牛肉輸出実績) (中国の名目GDPは香 港の約35倍)	農林水産大臣 厚生労働大臣
21	中国	鶏肉の輸出解禁	・2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2022年7月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 (2022年10月以降、高病原性鳥インフルエンザが発生)	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、中国側と協議。 厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。 						11.4億円 (2018年対香港鶏肉 輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
22	中国	鶏卵の輸出解禁	・2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2022年7月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 (2022年10月以降、高病原性鳥インフルエンザが発生)	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、中国側と協議。 厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。 						15.2億円 (2018年対香港鶏卵 輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
23	中国	乳・乳製品の輸出解禁	・輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目の合意が必要。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。	【対応方針】 ・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規制の撤廃に向けて働きかけ。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。						25.5億円 (2018年对香港牛乳乳製品輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
24	中国	精米工場及びくん蒸倉庫の追加指定	・2008年5月に輸出解禁され、精米工場1か所、くん蒸倉庫2か所が指定。2018年5月に精米工場2か所及びくん蒸倉庫7か所が追加指定。 (その後、くん蒸倉庫2か所は老朽化のため取り壊し。現在、精米工場3か所及びくん蒸倉庫7か所が指定。)	【対応方針】 ・農水省は、更なる追加指定に向け、検疫条件の一部変更について中国との協議を実施。						20億円(5,000トン)	農林水産大臣
25	中国	ぶどうの輸出解禁	本件については、中国产品目の輸入解禁案件に併せて協議中。(山梨県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、 ・中国に対して検討状況等の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す ・中国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.16億円	農林水産大臣
26	中国	新規魚種登録等	・中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。 ・2021年9月に質問票へ回答済、先方からの返答待ち。	農水省は、中国側に検討状況を確認しつつ、継続協議。	魚種登録完了。					8億円程度(新規登録希望魚種の輸出見込み数量と2020年中國向け輸出単価から推計)	農林水産大臣
27	中国	日本漁船による水産物の直接輸出	日本漁船から日本国内を経由せず、中国に水産物を輸出する場合の衛生証明手続については、二国間で未合意。	農水省は、中国側に検討状況を確認しつつ、継続協議。	農水省は、中国側から回答あり次第、証明書発行体制を構築。					3.5億円程度(業界団体推計)	農林水産大臣
28	中国	輸出水産食品取扱設の登録情報の更新 (既に認定された施設)	・2022年1月に施行された輸入食品海外生産企業登録管理規定により、全ての認定施設(新規定の施行前までに、中国の登録が完了していた施設)に対して、2023年6月30日迄に追加情報の登録が要求。 ・全認定施設に対して、登録情報の変更も含めて、期限までに追加の登録手続を実施するよう連絡。 手続に必要な資料の詳細やシステムの操作マニュアルを作成し、事業者へ周知。 ・中国のシステムに必要情報の入力が完了した施設から、順次、中国側に提出。	厚労省は、システムに登録された内容を確認し問題がなければ中国側へ提出。 (2023年6月30日まで)						-	厚生労働大臣
29	中国	ペットフードの輸出解禁	中国側の専門家による現地調査の実施を調整中。	【対応方針】 ・農水省は、中国側に対して現地調査の早期実施を促す。						2億円程度	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
30	中国	「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年末に「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定案として、全ての食品の「輸入食品海外生産企業」について、輸出国当局が中国の登録基準に合致することを確認した上で、海関総署に推薦することが求められる等、過度に貿易制限的かつ非科学的な措置となっているため、日本側より、必要以上に貿易制限的な措置をとるべきではないとの意見を提出。 ・2020年11月に改定案がTBT通報され、上記対象が全ての食品から特定食品へ変更されたが、科学的根拠なしに対象が広範囲に指定されている点など問題点を指摘し、再考するよう意見を提出。 ・2021年9月に、海関総署より新たな書簡が発出され、10月31日までに既貿易品目を製造等する企業について先行して登録するよう要請があった。これを受けて、我が方より暫定リストを提出した。また11月からは、企業自らが登録するためのシステムのテスト運用が開始。 ・2022年1月1日に規定が施行され、中国政府のHPに登録された企業のリストが公表された。本規定の運用に関し、不当な措置とならないよう各國とも連携しつつ申し入れを実施。 	<p>中国政府の企業のリストに登録された施設について、2023年6月末までに中国側へ追加資料を提出。</p> <p>WTO関係委員会等マルチの会合の場において、同様の問題意識を有する各国・地域と連携しつつ、中国に対して、当該措置は必要以上の貿易制限的ため、見直しを要求するとともに、運用手続を含め十分な情報を提供を要求。</p>						—	農林水産大臣 財務大臣
31	フィリピン	鶏卵の輸出解禁	鶏卵の輸出ができないため、解禁協議が必要。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、フィリピンに対して輸出解禁の要請を行い、協議を実施。 						1.4億円	農林水産大臣
32	フィリピン	いちごの輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・フィリピン側で検疫措置を検討中。 ・本件については、フィリピン産品目の輸入解禁案件に併せて協議中。(栃木県が協議を要望) 	<p>農水省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンに対して検討状況等の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・フィリピン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。 						0.03億円	農林水産大臣
33	フィリピン	ぶどうの輸出解禁	日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。(山梨県が協議を要望)	<p>農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、フィリピンに対して速やかに輸出解禁を要請。</p>						0.01億円	農林水産大臣
34	ベトナム	活水産物の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫手続きの手順や証明書の様式などが定まっていない状況のため、現在輸出できません。 ・ベトナム側に証明書様式案を提示し検疫・輸出に係る協議中。 	<p>農水省は、ベトナム側へ証明書の様式案を提示の上、検疫や輸出に係る手続きについて、協議を継続。</p>			<p>ベトナム側と協議の上、証明書発行体制等を検討。</p>			12億円 (ベトナム向けの水産物全体の輸出額は、2020年は200億円、2019年は171億円、2018年は184億円)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
35	ベトナム	ぶどうの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。 (山梨県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、 ・ベトナムに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ベトナム側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.2億円	農林水産大臣
36	ベトナム	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。 (山形県、福島県、山梨県、和歌山県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、ベトナム側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.05億円	農林水産大臣
37	ベトナム	かきの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。 (山形県及び和歌山県が協議を要望)	農水省は、 ・ベトナムに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ベトナム側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.02億円	農林水産大臣
38	香港	原発事故に伴い、 ・福島県産野菜・果物等の輸入停止 ・4県産野菜・果実等に放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し香港にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点 で規制を維持している国・地域向けの 2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣					
39	マカオ	原発事故に伴い、 ・福島県の野菜・果物・乳製品等の輸入停止等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しマカオにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点 で規制を維持している国・地域向けの 2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣					

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
40	UAE	鶏卵の輸出解禁	鶏卵の輸出ができないため、解禁協議が必要。	【対応方針】 ・農水省は、UAEに対して輸出解禁の要請を行い、協議を実施。						3億円	農林水産大臣
41	豪州	さけ科魚類の輸出解禁	・現在、豪州向けさけ科魚類（豪州側の規定によりアユを含む。）は疾病への懸念から輸出できず。 ・豪州側からの追加質問に対応中。 ・輸出解禁まで、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を継続。	農水省は、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を実施。 農水省は、 ・豪州側からの質問に対応。 ・豪州側による日本の現地調査が実施できるよう調整。						0.6億円程度	農林水産大臣
42	豪州	メロンの輸出解禁	日本から提出した情報を基に豪州側で病害虫リスク評価を実施中。 (茨城県及び静岡県が協議を要望)	農水省は、 ・豪州に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・豪州側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.19億円	農林水産大臣
43	豪州	ももの輸出解禁	日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 (福島県が協議を要望)	農水省は、 ・病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、豪州に対して速やかに提出。 ・豪州側からの追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.03億円	農林水産大臣
44	仏領ポリネシア	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し仏領ポリネシアにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。						486億円（※）の内数 (※2020年4月時点 で規制を4持している 国・地域向けの 2010年～2011年の農 林水産物・食品の輸 出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
45	米国	ゆず等のかんきつ類の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。（和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県及び鹿児島県が協議を要望）	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.22億円	農林水産大臣

No	対象国 ・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
46	米国	だいこんの輸出解禁	日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、米国に対して速やかに輸出解禁を要請。						0.4億円程度	農林水産大臣
47	米国	キャベツの輸出解禁	日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、米国に対して速やかに輸出解禁を要請。						0.5億円程度	農林水産大臣
48	米国	さくらの切り枝の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.12億円	農林水産大臣
49	米国	牛肉の低関税枠の利用	・2022年3月28日、米国の牛肉低関税輸入枠(4.4セント/kg、65,005トン)が100%消化となり、適用税率が従価税26.4%に移行。 ・農水省は、関連情報を収集するとともに、米国側への働きかけを実施。	農水省は、日本産牛肉の低関税での輸出について、米国側へ働きかけ。						2025年：185億円 (牛肉の米国向け輸出額：2021年：102.5億円)	農林水産大臣
50	米国	国内で普及している添加物（クチナシ青）の使用に安全性の認可が必要	・認可申請者（事業者）だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 ・認可申請者、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。 ・2021年3月にFDA申請済。FDAからの認可連絡待ち。	・厚労省及び農水省は、必要に応じ事業者のへの支援、技術的指導を実施。 ・事業者は、米国FDAの審査過程での指摘等に対して、認可に向けた対応を実施。 ・認可を受けた場合、農水省及び事業者は、国内の食品製造者等へ広く周知し、クチナシ青を使用した加工食品の輸出拡大を図る。						208億円 (加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計) (加工食品の対米輸出額：2020年：524億円、2019年：542億円、2018年：498億円、2017年：457億円)	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
51	米国	ワインの容量規制の緩和	・米国内で流通可能なワインは、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外（例：四合瓶、一升瓶）のままで輸出できず。 ・米国は、ワインの容量規制の緩和を含む規則改正案について、パブリックコメントを実施（2022年7月）、現在、米国にて結果取りまとめ中。	財務省及び外務省は、日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文に沿って、ワインの容量規制の改正が行われるよう、パブリックコメントの状況を注視しつつ、米国側に対して働きかけを継続。						0.47億円程度 (ワインの対米輸出額: 2022年0.15億円、2021年0.16億円)	財務大臣 外務大臣
52	米国	カリフォルニア州の飲食店における焼酎の販売免許の適用	・カリフォルニア州においては、飲食店が蒸留酒（焼酎を含む）を販売するためには全酒類免許が必要となるが、24度以下のソжу（韓国焼酎）については、ワイン免許で販売できる特例（州法）が設けられている。焼酎業界からは、焼酎もソжуと同様に、ワイン免許で販売できるようにしてほしいとの要望。 ・2023年5月末現在、カリフォルニア州議会上院において改正法案を審議中。	財務省及び外務省は、業界とも連携しつつ、カリフォルニア州関係当局に対して働きかけを継続。						2.57億円程度 (焼酎の対米輸出額: 2022年4.24億円、2021年4.49億円)	財務大臣 外務大臣
53	カナダ	いちごの輸出解禁	日本から提出した情報を基にカナダ側で病害虫リスク評価を実施中。（茨城県が協議を要望）	農水省は、カナダ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.06億円	農林水産大臣
54	メキシコ	ストック種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。（（一社）日本種苗協会が協議を要望）	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.4億円程度	農林水産大臣
55	メキシコ	トルコギキョウ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。（（一社）日本種苗協会が協議を要望）	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.6億円程度	農林水産大臣
56	メキシコ	日本産牛肉の施設認定権限の委譲	・施設認定には、メキシコによる査察が必要。（※日本産牛肉は2014年2月に解禁済み） ・2023年1月～2月にメキシコ側による施設の現地調査を実施。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、メキシコ側の現地調査結果を踏まえ、新規認定施設の追加及び施設認定システムの変更に向け対応。						—	厚生労働大臣 農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
57	コロンビア	食品の塩分規制	<ul style="list-style-type: none"> コロンビア国内で販売する食品に關し、ナトリウム含有量に係る基準値が新たに設定され、基準値を超える食品の販売を禁止する規制（保健省決議）が施行。 本基準値による規制は2段階に分けて設定されている。1段階目の規制は2022年11月9日に施行済み。2段階目は2024年11月9日から施行予定。 同国内で醤油を販売している企業から、1段階目の規制ではコロンビア国内で販売できる商品が減少し、2段階目の規制では、コロンビア国内で全ての醤油が販売できなくなる旨相談。 このため、コロンビア側に、日本の醤油が国内で引き続き販売できるように、第2段階の規制の見直しの働きかけ。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、コロンビア側に、日本の食品が同国内で引き続き販売できるよう、2024年11月に施行予定の2段階目の規制の見直しに向けて働きかけを実施。 	—	農林水産大臣					
58	パラグアイ	牛肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> 2019年5月に質問票を接受し、2020年8月に回答。 2021年1月に、パラグアイ側よりリスク評価終了について連絡。 現在、輸出条件・証明書様式等について協議中。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚労省及び農水省は、輸出条件の設定、証明書様式に関する協議完了後、輸出要綱を作成・公表。 	0.01億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣					
59	ブラジル	蒸留酒のメチルアルコール濃度規制への対応	<ul style="list-style-type: none"> ブラジルにおいては、ブラジル農牧供給省訓令により蒸留酒が満たすべき基準（無水アルコール換算で20mg/100ml未満）を設定している。芋焼酎に含まれるメチルアルコール濃度は同基準値を超過しているため、芋焼酎をブラジルに輸出できない。 2019年10月に、ブラジル農務省から日本側に対し、焼酎の製造方法や関係法令等の情報提供依頼があり、2019年12月に国税庁から在ブラジル大使館を通じて必要な情報提供を行った。現在、ブラジル農務省にて検討中。 	<p>財務省等は、これまでに提示した科学的データに基づき、規制緩和を求めるために、ブラジル農牧供給省訓令の改正に向けた要請を継続。</p>	0.03億円程度 (焼酎の対ブラジル輸出額: 2022年0.03億円、2021年0.03億円)	財務大臣					

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
60	ブラジル	通関手続きの適正化 (オンライン通関システム導入による混乱への対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・通関手続きはオンラインによるシステム登録・承認となり迅速化が図られた。 しかし、実態としては、オンラインによる質疑応答時には電話等の手段がとれず、意思疎通が不十分であり、通関許可が遅延する事案が多い。 ・通関遅延の原因としては、①ブラジル農務省(MAPA)の検査の際に、検査官毎の蓄積された知見の違いや法解釈の違いにより異なる書類を要求されること、②検査官の指摘が当初とその後で変わることによる対応が生ずること、③その他、繁忙期やストライキによる遅延があること及びこれらが複合的に発生すること。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、遅延が発生した際には、大使館、JETRO等を通じて具体的な事例の把握に努め、日伯の政策対話等の機会を通じて、ブラジル農務省に対し、事例をもとに、迅速な検査の実施及び、検査官の知見の共有や法解釈の統一的な見解を求めて行く等の働きかけを実施。□ 	-	農林水産大臣					
61	ペルー	精米の輸出解禁	日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 (株百笑市場が協議を要望。)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、ペルーに対して速やかに輸出解禁を要請。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>農水省は、ペルー側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。</p> </div> </div>						0.04億円程度	農林水産大臣
62	EU	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しEUにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。 	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点 で規制を維持している国・地域向けの 2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣					
63	EU	国内で普及している添加物(クチナシ青)の使用に安全性の認可が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・認可申請者(事業者)だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 認可申請者、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。 ・2023年3月に欧洲食品安全機関(EFSA)申請済。EFSAからの追加質問に 対応予定。 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>・厚労省及び農水省は、必要に応じ事業者の申請支援、技術的指導を実施。</p> <p>・事業者は、EUの審査過程での指摘等に対して、認可・登録に向けた対応を実施。</p> <p>・農水省及び事業者は、認可を受けた場合、国内の食品製造者等へ広く周知し、クチナシ青を使用した加工食品の輸出拡大を図る。</p> </div> </div>	49億円 (加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計) (加工食品の対EU輸出額：2019年:247億円、2018年:222億円、2017年:207億円)	農林水産大臣 厚生労働大臣					

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
64	EU	新たな動物用医薬品規則への対応	<ul style="list-style-type: none"> EUは、2022年1月28日より新たな動物用医薬品規則(EU規則2019/6)を施行。EUは本規則の一部をEUに輸入される畜水産物にも適用するための詳細を検討しており、日本からEUへの畜水産物輸出に影響する可能性。 EUは、2022年7月本規則の実施法令として人医療に使用が限定される抗菌剤リストを制定。リストには日本で動物用医薬品として承認されているホスホマイシンが含まれている。 EUは、2023年5月「動物用医薬品規則の一部を輸入品に適用するための委任法令」を施行。今後、本委任法令を適用するための実施法令を制定予定。 WTO、SPS委員会等において、他国とも連携し、EUに対し、措置の必要性・科学的根拠についての十分な説明や、十分な移行期間の確保等を要請。 	<p>農水省は、本規則の一部を輸入品に適用するための委任法令について情報収集、関係事業者への情報提供。</p> <p>農水省は、新規則に対応した対応方針の検討及び輸出体制の整備等。</p> <p>農水省は、EU向けの輸出に混乱がないよう、本規則が輸入品に適用されるまでの十分な周知期間の確保等についてEU側へ要請。</p>						69億円程度 (2020年実績 牛肉：11億円 水産物：58億円)	農林水産大臣
65	アイスランド	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等（EU準拠）	アイスランドの措置は欧州経済領域(EEA)協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。 						486億円（※）の内数 (※2020年4月時点 で規制を維持している 国・地域向けの 2010年～2011年の農 林水産物・食品の輸 出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
66	スイス	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等（EU準拠）	スイスの措置は国内法に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。 						486億円（※）の内数 (※2020年4月時点 で規制を維持している 国・地域向けの 2010年～2011年の農 林水産物・食品の輸 出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
67	ノルウェー	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等（EU準拠）	ノルウェーの措置は欧州経済領域(EEA)協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。 						486億円（※）の内数 (※2020年4月時点 で規制を維持している 国・地域向けの 2010年～2011年の農 林水産物・食品の輸 出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
68	リヒテンシュタイン	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等（EU準拠）	リヒテンシュタインの措置は欧州経済領域（EEA）協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施。						486億円（※）の内数 (※2020年4月時点 で規制を維持してい る国・地域向けの 2010年～2011年の農 林水産物・食品の輸 出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
69	中国 台湾	フグの輸出解禁（フグの輸出はほとんどの国・地域で認められていない）	民間フグ団体から、中国、香港、台湾への輸出の要望を受け、厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を働きかけており、現状は以下のとおり。 【台湾】2023年4月、台湾から追加の質問票を受領。各省庁と連携して質問票の回答を作成中。 【中国】新規魚種登録を検討中。 (※なお、香港については、香港側からフグの安全な消費の観点からフグを輸入する準備ができていないとの回答があつたため、上記2カ国・地域への働きかけを優先。)	・厚労省、外務省及び農水省は、これまでの協議の状況を踏まえ、解禁見込みのある国・地域に対象を絞りつつ、輸入解禁の働きかけを実施。 台湾については、質問票の回答を各省庁と連携して作成中。フグ輸出解禁に向けて協議。 中国については、先方の対応状況を確認し、必要な情報を提供。 ・厚労省は、衛生証明書案に合意できた国・地域から取扱要綱を発出。						0.2億円程度（シンガポールへの平均的なふぐの輸出量（筋肉のみ）を基に推計）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣
70	香港、台湾、 シンガポール	牛肉のスライスされた状態での輸出 (現在の認定処理施設とは別のスライスパッセンター等でスライスされた商品)	・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、牛肉はプロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応することが必要。 ・現在の認定処理施設とは別のスライスパッセンター等でスライスされた商品が輸出出来るようになれば、輸出の拡大が見込まれる（生鮮スライス品、ステーキ個パック商品など）。 ・2021年6月、各国への確認状況を踏まえ、農水省は事業者の意見を聴取。 ・2021年7月以降、厚労省は各國の規制の状況及び事業者の要望を踏まえ、要綱改正案を作成し、自治体関係者と調整中。 ・同一敷地内別棟のスライス処理については2022年9月に要綱改正し、輸出を可能に。 ・2023年5月、関係自治体に対して証明書発行や施設監視の体制に関する説明会を開催。	厚労省は6月中に取扱要綱を改正。	・事業者は、必要に応じて、5者協議等を活用し、施設整備を実施。 ・厚労省は、事業者からの認定申請に順次対応。					29億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
71	香港、シンガポール	豚肉のスライスされた状態での輸出 (現在の認定処理施設とは別のスライスパッケージセンター等でスライスされた商品)	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、豚肉はプロツク肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応することが必要。 現在の認定処理施設とは別のスライスパッケージセンター等でスライスされた商品が輸出出来るようになれば、輸出の拡大が見込まれる。 2021年6月、各国への確認状況を踏まえ、農水省は事業者の意見を聴取。2021年7月以降、厚労省は各国の規制の状況及び事業者の要望を踏まえ、要綱改正案を作成し、自治体関係者と調整中。 同一敷地内別棟のスライス処理については2022年9月に要綱改正し、輸出を可能に。 2023年5月、関係自治体に対して証明書発行や施設監視の体制に関する説明会を開催。 	<p>厚労省は6月中に取扱要綱を改正。</p> <p>事業者は、必要に応じて、5者協議等を活用し、施設整備を実施。 厚労省は、事業者からの認定申請に順次対応。</p>						1億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
72	EU、英国、タイ、ベトナム	輸出先国におけるGI保護制度の状況等を勘査し、戦略的に各国との相互保護の枠組み作り等の交渉を推進	<ul style="list-style-type: none"> EU及び英国とのEPAに基づくGIの追加指定による相互保護の取組を実施。 英国については2023年中を目指して我が国30產品を追加保護予定。 タイ及びベトナムとGI申請の試行的事業を実施。 	<p>農水省及び財務省は、EU及び英国とのEPAにおいて、双方が利益を得られる取組となるよう、輸出実績又は輸出意向のあるGI產品を中心に追加指定に向けた協議を実施。</p> <p>農水省は、タイ側へ我が国GI產品の登録を働きかけるとともに、タイ側GI產品の登録に向けた手続きを推進（現在我が国2產品、タイ側2產品を公示中）。</p> <p>農水省は、ベトナム側GI產品の登録に向けた手続きを進め、ベトナムとの試行的事業を完了。</p>						—	農林水産大臣 財務大臣 外務大臣
73	米国、EU、英國、台湾	有機酒類の同等性承認	改正「日本農林規格等に関する法律」(2022年10月施行)に基づき、有機加工食品のJAS規格に有機酒類を追加。JAS認証を取得していれば、相手国の有機認証を別途取得せざとも有機酒類として輸出が可能となるよう、米国、EU、英國及び台湾と有機酒類の同等性の相互承認に向けた協議を開始。	<p>【対応方針】</p> <p>農水省及び財務省は、米国、EU、英国及び台湾との間で、有機酒類の認証制度の同等性を相互に確認するための書類審査等を進める。</p>						3.6億円程度（2022年度実施の事業者アンケート）	農林水産大臣 財務大臣
74	ロシア	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の水産物以外の食品を対象に放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し、様々な機会を捉え検査証明書添付義務の撤廃を働きかけ。	<p>【対応方針】</p> <p>ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。</p>						486億円（※）の内数 (※2020年4月時点 で規制を維持している国・地域向けの 2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
75	ロシア	家きん肉・卵の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> 2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査の最終報告書の提示待ち。 2019年5月及び2020年7月、農水省は、日露農業関係次官級対話において、ロシア側に報告書の提出を要請。 2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡により、ロシア側に報告書を要求。 2019年9月以降、追加質問を複数回接受し、これに回答。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。 						(家きん肉) 0.01億円程度 (鶏卵) 0.02億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
76	ロシア	牛肉の輸出施設の追加認定権限の委譲 (日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定)	<ul style="list-style-type: none"> 2015年2月に輸出解禁（2施設）。 2019年2月に輸出認定申請施設のうち、2施設がロシア側に追加認定されたところであり、現在、8施設が認定申請中。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。 						3億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
77	ロシア	輸出水産食品施設登録の再開及びロシア側施設リストの修正	<ul style="list-style-type: none"> ロシアに水産食品を輸出する場合、輸出国の施設登録が義務付けられている。一方で、ロシア側の規則変更により、現在、既存登録施設からの輸出のみが可能であり、新規の施設登録は止まっているため、新規施設登録の再開に向けた協議が必要。 ロシア側から提示された新規登録希望施設に関する質問票については既に回答済。 また、ロシア側の施設登録リストについて、ロシア側が追記した品目種別の一部に日本側の実態と異なるものがあり、内容の修正が必要（一部施設については修正済）。 2021年4月、現在実施している南米の国の検査終了後、監査を行う用意があるとロシア側から回答あり。 2021年12月 施設登録リストについて修正を依頼。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。 						17億円 (水産物の対ロシア輸出額： 2020年8.4億円 2019年13.9億円 2018年28.6億円)	農林水産大臣 厚生労働大臣

II 輸出を円滑化するための対応

II 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
78	シンガポール ベトナム 香港	豚肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・日本フードパッカー(株)道南工場（北海道） (2024年2月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・厚労省は、シンガポール向けの申請について、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ施設認定。 ・都道府県は、ベトナム、香港向けの申請について、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行い、厚労省に報告。 (参考) 【シンガポール】事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年9月認定取得希望 【ベトナム】事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年9月認定取得希望 【香港】事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年9月認定取得希望	0.2億円 (各国向け輸出予定期額の合計)	厚生労働大臣 農林水産大臣					
79	シンガポール 台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 ・大和食品（株）本社工場（大阪府）	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 【シンガポール】事業者の計画：2023年8月申請予定、2023年10月認定取得希望 【台湾】事業者の計画：2023年6月申請予定、2023年7月認定取得希望	2025年12月期： 2.51億円 (各国向け全品目の輸出予定期額)	厚生労働大臣					
80	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	【認定申請中】 ・西日本ベストパッカー（株） (鹿児島県) ・厚労省は申請書の書類審査を行い、 2023年2月に現地調査を実施。	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から現地調査での指摘事項の改善報告が提出され次第、改善内容の確認を行い、問題がなければシンガポールへ施設認定を通知。	0.5億円 (事業者からの聞き取り)	厚生労働大臣					
81	シンガポール	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 ・大和食品（株）和泉工場（大阪府）	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 【シンガポール】事業者の計画：2023年6月申請予定、2023年9月認定取得希望 【台湾】2023年2月認定済み	0.05億円程度	厚生労働大臣					
82	シンガポール 台湾 香港 米国等	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・大阪市中央卸売市場南港市場（大阪府） ・2023年3月に5者協議を実施。 (2025年施設整備完了予定)	事業者が2025年の竣工後早期に申請できるよう、農水省及び厚労省は、必要に応じ5者協議（※）を実施する等、技術支援を実施。 ※5者協議：輸出施設の整備検討の段階から農水省主催で厚労省（本省、地方局）、都道府県等（本庁、食肉衛生検査所／保健所）、事業者が施設整備、衛生管理、人材育成等について早期の認定取得が可能となるよう協議（以下同）	米国：0.4億円程度 その他（国・地域）：29.6億円程度 (事業者からの聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣					
83	シンガポール 台湾 EU	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)クイックス（福岡県） (2022年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：(EU) 2023年7月申請予定、2023年10月認定取得希望 （シンガポール）2023年7月申請予定、2023年10月認定取得希望 (台湾) 2023年7月申請予定、2023年10月認定取得希望	2027年3月期： 1億円	厚生労働大臣					
84	香港 米国 EU	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・IHミートパッカー（株）（青森県） (2023年施設整備完了予定)	農水省及び厚労省は、事業者が2023年の竣工後早期に申請できるよう、必要に応じ5者協議を実施する等、技術支援を実施。	2億円 (各国向け輸出額の合計)	厚生労働大臣 農林水産大臣					

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
85	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 ・群馬県食肉卸売市場（株）（群馬県）	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年6月申請予定、2023年11月認定取得希望						R5年度 0.2億円 R6年度 0.44億円 (事業者からの聞き取り)	厚生労働大臣
86	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)丸正（北海道）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年中に申請予定、2023年中に認定取得希望						2026年10月期：4億円	農林水産大臣
87	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)カネキチ澤田水産（北海道） (2024年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年3月申請予定、2024年6月認定取得希望						2026年7月期：5.6億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
88	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 ・(株)オカムラ食品工業（青森県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を認定。 (参考) 事業者の計画：2023年6月申請予定、2023年7月認定取得希望						2024年6月期：6.45億円	農林水産大臣
89	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)マルイチ水産LTD（青森県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年6月申請予定、2023年7月認定取得希望						2026年6月期：0.1億円	農林水産大臣
90	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)ヤマイシ（青森県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年4月申請予定、2023年7月認定取得希望						2028年1月期：0.5億円	農林水産大臣
91	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)ハイブリッドラボ（宮城県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年11月申請予定、2024年2月認定取得希望						2026年12月期：1.26億円	農林水産大臣
92	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)ヤマイシ（茨城県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年中に申請予定、2023年中に認定取得希望						2027年1月期：0.39億円	農林水産大臣
93	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)まるい（千葉県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年中に申請予定、2023年中に認定取得希望						2027年9月期：2.7億円	農林水産大臣
94	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)八木長本店（東京都） (2023年6月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年中に申請予定、2023年中に認定取得希望						2028年2月期：0.6億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
95	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)いまる井川商店（静岡県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年7月申請予定、2023年9月認定取得希望						2027年5月期： 1.2億円	農林水産大臣
96	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 ・山福水産(株)（静岡県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年中に申請予定、2023年中に認定取得希望						2026年12月期： 0.7億円	農林水産大臣
97	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)ショクシン（大阪府） (2024年1月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年10月に申請予定、2024年3月認定取得希望						2028年3月期： 36億円	農林水産大臣
98	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・マルヤ水産(株)（兵庫県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年12月申請予定、2024年1月認定取得希望						2025年6月期： 1.0億円 (認定取得予定品目)	農林水産大臣
99	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 ・(株)木村海産（香川県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年8月申請予定、2023年10月認定取得希望						2027年12月期： 0.7億円	農林水産大臣
100	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)宇和島プロジェクト（愛媛県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年7月申請予定、2023年11月認定取得希望						2027年9月期： 2.56億円	農林水産大臣
101	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 ・愛媛県漁業協同組合（愛媛県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を認定。 (参考) 事業者の計画：2023年12月申請予定、2024年3月認定取得希望						2026年3月期： 1.67億円	農林水産大臣
102	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・辻水産(株)（愛媛県） (2023年6月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年9月申請予定、2023年11月認定取得希望						2027年6月期： 5.4億円	農林水産大臣
103	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)土佐マリンベース（高知県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年7月中に申請予定、2023年中に認定取得希望						2027年3月期： 0.5億円	農林水産大臣
104	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・サンライズファーム(株)（高知県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年11月申請予定、2024年3月認定取得希望						2028年3月期： 1億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
105	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)吉田水産（福岡県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年6月申請予定、2023年9月認定取得希望						2026年7月期： 0.2億円	農林水産大臣
106	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・壱岐東部漁業協同組合（長崎県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年6月申請予定、2023年9月認定取得希望						2026年3月期： 0.4億円	農林水産大臣
107	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・株九州築地（宮崎県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年5月申請予定、2024年8月認定取得希望						2025年6月期： 0.15億円	農林水産大臣
108	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)海幸（鹿児島県）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年6月申請予定、2024年9月認定取得希望						2025年12月期： 0.48億円	農林水産大臣
109	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)枕崎市かつお公社（鹿児島県） (2024年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年7月申請予定、2024年8月認定取得希望						2028年3月期： 0.2億円	農林水産大臣
110	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・山実水産有限会社（鹿児島県） (2024年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年3月申請予定、2024年3月認定取得希望						2028年7月期： 1.3億円	農林水産大臣
111	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)ボニト食品（鹿児島県） (2022年8月に施設整備完了)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年6月申請予定、2023年7月認定取得希望						2027年3月期： 0.68億円	農林水産大臣
112	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・あづまフーズ㈱（三重県） (2024年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2025年1月申請予定、2025年3月認定取得希望						2025年5月期： 6.4億円	農林水産大臣
113	米国 EU	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・佐賀県食肉センター（佐賀県） (2023年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年9月に申請予定、2023年12月認定取得希望						米国：0.3億円程度 EU：0.06億円程度 (事業者への聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣
114	米国 EU	水産食品加工施設の認定及び認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 ・松岡水産(株)（千葉県）	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定及び認定品目を追加。 (参考) 事業者の計画：(米国) 2023年3月認定取得 (EU) 2024年1月申請予定、2024年7月認定取得希望						2026年12月期： 0.8億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
115	米国 EU	水産食品加工施設の認定が必要	【EU認定申請準備中】 ・(株)新海屋(宮崎県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：(米国)2022年6月認定取得 (EU)2025年内に申請予定、2025年内に認定取得希望	(米国) 2027年5月： 1.5億円(認定取得予定品目) (EU) 2026年3月： 0.14億円(認定取得予定品目)	農林水産大臣					
116	ブラジル	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請中】 ・4施設が申請中 (飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会、和牛マスター食肉センター、(株)ミヤチク都農工場、(株)阿久根食肉流通センター及びスター・ゼンミートプロセッサー(株)阿久根工場) ・ブラジル側による施設の現地調査の実施に向けて調整中。	・認定申請を受け、現在ブラジル政府が審査中。 ・厚労省は、ブラジル政府の審査(現地調査を含む)が終了し、承認が得られたら、認定の通知。	0.4億円程度	厚生労働大臣					
117	EU	牛乳乳製品の施設の認定が必要	・EU向け牛乳乳製品の輸出については、EUの求める条件に適合した施設の認定が必要。現在、商業輸出のみならず、EUにおいて開催されるチーズの国際コンテストへの出品を志向する事業者が存在している状況。 (EUで行われるチーズの国際コンテストへ出品する際にも施設認定等のEUの求める条件を満たすことが必要。) ・農事組合法人共働学舎新得農場ほか1施設が申請準備中。	農水省及び厚労省は、農水省の支援事業を活用した事業者や輸出を志向する事業者に対し、5者協議の実施等施設認定に向けた取組をフォロー。	0.1億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣					
118	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【事前審査中】 ・(有)丸二永光水産(北海道) (スクリーニング機関の指摘を受けて、2023年4月に改善報告書を提出。)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：2023年内に認定取得希望	—	農林水産大臣					
119	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)マリノス(千葉県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：2023年内に申請予定、2023年内に認定取得希望	2025年12月期： 1億円 (EU向け全輸出品目の予定額)	農林水産大臣					
120	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)オリエンタルフーズ(静岡県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：2024年7月申請予定、2024年12月認定取得希望	2024年3月： 0.03億円 (認定取得予定品目分)	農林水産大臣					
121	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【事前審査中】 ・山松水産(株)(静岡県) (現在、スクリーニング機関にて書類審査中)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：2023年2月申請、2023年内に認定取得希望	2025年6月期： 1億円	農林水産大臣					

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
122	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)カン喜（山口県）	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年中に申請予定、2024年中に認定取得希望						2028年3月期： 1.8億円	農林水産大臣
123	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【農省にて審査中】 ・熊本県海水養殖漁業協同組合（熊本県） (2021年12月7-8日に農水省の現地調査を実施、指摘事項を改善中)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2023年中に認定取得希望						2023年1～3月期： 1.28億円	農林水産大臣
124	EU	産地魚市場の認定支援	【農省にて審査中】 ・枕崎漁港高度衛生管理型荷さばき所（鹿児島県） ・農水省の補助で整備した漁港における高度衛生管理型の産地魚市場について、EU-HACCP施設として認定を取得できるよう支援を行っている。 ・枕崎市漁業協同組合は、2020年12月に申請書を提出し、2021年1月26日、スクリーニング機関による現地調査を実施。2022年6月に確認申請書が農水省に提出され、審査中となっているが、枕崎市漁業協同組合が現地調査の受入れを保留している状況。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 農水省は、事業者に對し、認定取得に係る今後の見通し、対応方針等の報告を求めるとともに、事業者から報告が提出され次第、今後の対応を検討。						—	農林水産大臣
125	英国	養殖魚用飼料施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)波崎ハイミール（茨城県） (2023年12月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2024年1月申請予定、2024年2月認定取得希望						2027年9月期： 3.1億円	農林水産大臣
126	EU	円滑な施設認定に向けた情報共有のスキーム構築	EU向け輸出水産食品に係る施設認定については、農水省による審査を行う前に、スクリーニング機関が事前に審査を行うこととなっているが、現地調査で課題がある事業者等についての情報が、農水省とスクリーニング機関との間で十分な情報共有ができるていない案件が見受けられる。	農水省は、スクリーニング機関と調整し、情報共有のための様式を作成するとともに、情報共有のルールを決めた上で、取組を開始。						—	農林水産大臣

注：本項目における認定とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条における適合施設の認定を指す。

2. その他

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
127	インドネシア	インドネシアにおける食品規制への対応	インドネシアの食品規制に関して、ライセンス取得、加工食品流通許可、ハラル表示義務等の規制の調査と対応の要否の検討が必要。	<p>農水省は、在外公館等と連携して、インドネシア側の関連規定、その運用実態等について情報収集・分析を行った上で、事業者等への周知を行うとともに、規制の透明性の確保と合理的な規制への改善に向けてインドネシア側に働きかけ。</p>						—	農林水産大臣
128	米国	活ガキの輸出には国家貝類衛生プログラムの承認が必要であり、水域のモニタリングが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出国は米国と同等の国家貝類衛生プログラムを策定し米国側に申請・承認されることが必要。 ・同プログラムが承認されるためには、①米国向け輸出を目指す活ガキが、十分な期間にわたって日本版貝類衛生プログラムに基づき生産された実績があり、②米国FDAのプログラム審査のための現地調査時に、実際の生産が同プログラムに即して行われていることが確認できること等が必要であることが判明。 ・2020年7月、農水省及び厚労省は、プログラム案を米国へ提出するとともに、米国に対して追加的な情報の照会を実施。 ・2021年3～9月、日本版貝類衛生プログラムについて説明及び日米両国の質問事項等に関する議論を実施。 ・2021年12月、米国からの指摘を受け、修正を行った日本版貝類衛生プログラムについて関係都道府県に説明。 ・米国が日本版貝類衛生プログラムを審査しているところ。本プログラムの承認に向けて、米国と協議中。 ・協議における米国側のレスポンスが遅延しているところ、在米国大使館等を通じて働きかけ中。 	<p>農水省及び厚労省は、米国側に対し日本の貝類衛生プログラムの概要を説明するとともに、米国からの質問等に対応。</p> <p>農水省及び厚労省は、提出したプログラム案に沿って、日本国内の輸出手続きを定めた要綱を作成。</p> <p>・農水省は輸出に前向きな事業者のいる都道府県から順次海域指定及びモニタリング等プログラムの実施に向けた支援を開始。 ・米国側の審査状況をみつつ、プログラムに沿った運用開始を支援。</p> <p>都道府県によるプログラム策定に必要なデータの収集・整理が必要。</p> <p>農水省および厚労省は、都道府県によるモニタリング実施体制構築を支援。</p>						都道府県等によるモニタリングの実施が必要。 米国による現地調査を含む審査。	0.5億円程度（活・生鮮かきの輸出実績がある国々への平均的な輸出額と同程度） 農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降			
129	米国	輸出養殖ブリの薬剤残留基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内で養殖ブリに使用されている抗生素質（アンピシリン、エリスロマイシン、スルファモノメトキシン）について、米国では魚類のインポートトレランス（輸入製品に関する残留基準値）が設定されておらず、米国向け輸出拡大に支障。 農水省は、事業者を支援し、2020年10月にアンピシリンのインポートトレランス設定を米国側へ申請済。 2022年1月に米国側から追加書類提出の要求があり、対応済。 農水省は、エリスロマイシンのインポートトレランス申請に必要なデータをとりまとめ、申請済。 農水省は、スルファモノメトキシンのインポートトレランス申請に必要なデータを収集中。 	<ul style="list-style-type: none"> 農水省は、アンピシリンのインポートトレランス申請について、米国側からの追加書類提出の要求に対応。 米国側による審査。 米国側から指摘があれば対応。 						200億円 (ブリの米国向け輸出額：2020年96億円、2019年159億円、2018年128億円)	農林水産大臣	
130	米国	水産物の輸出に係る海産ほ乳類保護法（MMPA）への対応	<ul style="list-style-type: none"> 2024年1月以降、米国は海産ほ乳類保護法（MMPA）の実施規則に基づき、米国と同等の混獲削減措置を導入していない漁業由来の水産物の輸入を禁止する予定。 2021年11月末、農水省は、輸出実績のある又は輸出見込みのある魚種に係る漁業種類について同等性審査を申請。 米国は、各國から提出されたデータを下に同等地性にて審査中。 審査結果によっては、米国と同等の混獲削減措置を導入していない漁業由来の水産物の輸入が禁止されるとともに、一部の水産物について、輸出時に証明書を求められる可能性。 	<ul style="list-style-type: none"> 米国による申請審査。 						米国による輸入規制措置の開始。 (2024年1月1日～)	300億円程度 (米国向け輸出水産物の輸出額：2020年238億円、2019年343億円、2018年333億円)	農林水産大臣
131	EU	輸出向け原料に使用する生乳生産農場はブルセラ症・牛結核の検査が必要	<ul style="list-style-type: none"> 農場におけるブルセラ症、牛結核の検査について、農水省が対EU輸出のための検査プログラムを作成済。 農水省は、検査費用を補助する補助事業の公募を実施。 2022年8月、OIEコードに基づく結核及びブルセラ症の清浄化を達成したことから、EUに対しこのことを通知し、牛由来乳製品について、本病に対する全頭検査が不要となるよう協議中。 	<ul style="list-style-type: none"> 農水省は、国内のチーズ工房等を対象に原料乳を製造する農場において、施設認定のスケジュールとの整合を図りつつ、年内を目途として農場登録に向けたフォロー及びEUとの協議を見据えつつ、ブルセラ症・牛結核の検査に向けた調整を実施。 						0.1億円（再掲） (輸出の前提となる衛生条件)	農林水産大臣	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
132	EU	容器包装及び包装廃棄物に係る規則への対応	・容器包装及び包装廃棄物に係るEU規則案のTBT通報(2023年2月27日)。 ・農水省はEU規則に関する情報収集・提供。	農水省は、EU加盟国で新たに採択予定の容器包装及び包装廃棄物に係るEU規制を調査し、HP掲載やメルマガ配信等を通じて事業者に情報提供。						—	農林水産大臣
133	EU	混合食品等に使用する第三国由来の動物性加工済原料が、EUの認定施設由来であり、衛生要件に適合する事を証明する衛生証明書が必要	第三国から我が国に輸入される動物性加工済原料に対して、EU向け認定施設由来であること、EUの衛生要件に適合していることを証明する衛生証明書が発行されるよう動物性加工済み原料の生産国と協議。	農水省は、EU向け加工食品に使用する動物性加工済原料を輸入する際にEU向け認定施設由来であること、EUの衛生要件に適合していること等を証明する証明書が発行されるよう、インド、アルゼンチンのアタッシュエを通じて輸入国側と協議。						25億円 (加工食品の対EU輸出額：2019年247億円、2018年222億円)	農林水産大臣
134	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ ニュージーランド EU等	一元化的な輸出証明書の発給システムの機能追加改修	・農水省は、関係省庁（財務省及び厚労省）とともに、輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムを構築し、2022年4月から、全ての種類の証明書を対象として、本格運用を開始。 ・地方農政局等が発行する放射性物質検査証明書等について、より速やかに発行してほしいとの意見があり、更なる利便性向上を図る。	農水省は、輸出証明書発給の更なる利便性向上を図るために、関係省庁（財務省及び厚労省）とともに、発行手数料のオンライン納付、電子サインなど、システムの機能追加等に係る開発を推進。 厚労省及び農水省は、一元的な輸出証明書発給システムに参画していない地方公共団体に対して、参画の働きかけ。						—	農林水産大臣
135	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ ニュージーランド EU等	輸出証明書発給の電子化	我が国のはとんどの輸出証明書は、発行機関の印章又は印刷され、直筆署名が行われた紙媒体により発行されている。我が国の一部において、発行機関から輸出先国・地域当局へ電子メールで輸出証明書の送付を行っている例が一部にある。	農水省は、輸出証明書の電子化の取り組みを進めるため、電子メールで輸出証明書の送付を行っている事例を他の国・地域でも適用できるように働きかけ。						—	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
136	北米 EU オセアニア アジア	輸出向け青果物及び茶に 係る残留農薬基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> 農水省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について、 1 輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障。（当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。） 2 輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障。 ・青果物について、2022年度までに支援対象とした77件のうち、台湾、米国、カナダに対し71件のインポートトレランス申請を実施。 ・茶について、2022年度までに支援対象とした26件のうち、米国に対し13件、EU・Codexに対し7件のインポートトレランス申請を実施。（EU向けについては、Codexへの残留農薬基準設定に向けた文書提出等を含む）2023年4、5月にインポートトレランス申請を行う割合及び対象国等を選定。（米国向け4件、EU、Codex向け3件） 	<p>農水省は、事業者による輸出先国等への基準値設定の申請を支援。 また、輸出先国等に対して基準値の早期設定及び著しく厳しい基準値の見直しを働きかけ。</p> <p><青果物> ・2023年度、インポートトレランス申請を行う割合及び対象国等を選定。 ・選定割合の申請に必要な作物残留試験等の実施。</p> <p><茶> 2023年度選定割合の申請に必要な作物残留試験等の実施（支援件数：殺虫剤等7件のうち年度内申請予定3件）。</p>						20.4億円（インポートトレランス申請先への輸出可能性額）	農林水産大臣
137	中国 米国等	食品添加物などの食品関連規制	<ul style="list-style-type: none"> 輸出先国・地域で規制されている物質を含む加工食品の輸出ができます。 ・輸出先国・地域の規制の調査、対応に時間を要する。 ・輸出先国・地域で使用可能な食品添加物について、事業者が自ら調査するのが困難。 ・順次、各国毎のデータベース化に取組。 	<p>【対応方針】 農水省は、 ・輸出先国・地域の食品関連規制（食品添加物、残留農薬基準値等）を調査。 ・調査した食品関連規制について事業者に情報提供。</p> <p>農水省は、中国の食品添加物規制について使用可能な食品カテゴリや使用基準について調査し取りまとめ。</p>						536億円 (加工食品輸出額： 2020年；3,740億円、2019年；3,271億円)	農林水産大臣
138	各国・地域共通	植物検疫協議を実施する対象国・地域、品目の選定	限られた時間や人員などのリソースを最大限に活用して効果的・効率的に協議を進める必要。	<p>【対応方針】 1. 農水省は、都道府県を通じて、産地、事業者等から植物検疫の解禁協議等の要望について調査を行い 外部有識者等の意見を踏まえた上で、 ①我が国における生産量・額が高く輸出の見込みがあること ②輸出先国における需要が強く継続的な輸出が見込まれること ③農林水産業者又は食品事業者から強い輸出の意向が示されていること ④輸出先国の政府機関等との他の協議事項も鑑み早期に協議が整う可能性が高いこと 等の観点から検討。 2. 検討結果について、農林水産省・食品輸出本部が作成する実行計画に盛り込む。</p>						-	農林水産大臣
139	各国・地域共通	食品表示制度の国際基準との整合性の観点も踏まえた見直し	国際的な動向を踏まえた食品表示の見直しを行うため、今後見直すべき事項や見直しの手順等について、関係省庁と連携して検討中。	<p>消費者庁は、見直すべき事項や見直しの手順等について、関係省庁と連携して調整するとともに、有識者からなる懇談会において、順次議論を開始。</p>						-	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

III 事業者・産地への支援に関する対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降			
140	各国・地域共通	輸出産地による輸出事業計画の策定支援	輸出産地リストの実施主体（輸出事業計画の策定者）421者のうち、2023年3月末までに421者の輸出事業計画を認定済み。	<ul style="list-style-type: none"> 農水省及び財務省は、引き続き輸出事業計画の策定を予定している産地・担い手に対して計画策定の支援を実施。 農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 						-	農林水産大臣 財務大臣	
141	各国・地域共通	認定輸出着業者への輸出目標達成に向けたフォローアップ	2023年1月より地方農政局等において認定輸出事業者に対するフォローアップを開始。	<ul style="list-style-type: none"> 2022年の輸出実績等の把握に係るフォローアップを実施。 農水省は、認定輸出事業者に対して事業者・産地の輸出目標達成に向け必要に応じて、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した専門家による支援を実施。 						-	農林水産大臣 財務大臣	
142	各国・地域共通	フラッグシップ輸出産地の形成	<ul style="list-style-type: none"> これまで輸出産地の育成については、個々の産地・事業者の取組を支援してきたが、海外の規制や大ロット・周年供給等のニーズに対応できる輸出産地はまだ少ない状況にある。 海外の規制に対応した大ロット輸出産地を形成するためには、生産から流通・販売まで一気通貫で産地をサポートする輸出推進体制の下、生産者がまとめて生産面や集荷・流通面での転換に取り組むことが必要。 2023年5月までに10道府県を採択。 	<p>採択地区において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県やJA、地域商社等が連携し、生産から流通・販売まで一気通貫で産地をサポートする輸出推進体制（都道府県版GFP）を整備。 ② ①の推進体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や混載等の取組を推進。 						-	農林水産大臣	
143	各国・地域共通	品目団体の育成	農水省及び財務省は2022年度内に輸出重点品目のうち、17品目9団体について品目団体を認定。更なる認定を目指す。	<p>農水省及び財務省は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正輸出促進法に基づき、2023年度中に29の輸出重点品目のうち20品目以上の品目団体の認定を目指す。 新設、再編、定款変更等が必要な団体に向け、専門人材も活用しながら、認定に向け必要な支援を実施。 認定品目団体の活動強化に向け、団体へ必要な助言、支援策を実施。 						-	農林水産大臣 財務大臣	
144	シンガポール	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>＜今年度事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (品目団体や自治体との連携の上、シンガポールの食品事業者や消費者を対象とした日本産食品の魅力発信) 現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信 事業者の商流構築支援 (ライブコマースによる日本産食品のテスト販売等) 現地法人支援 (SNS等デジタルマーケティングの効果測定等) 						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣	
				<ul style="list-style-type: none"> 活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。 指標に基づく活動の評価の枠組を検討。 						<p>＜来年度事業＞ 来年度の活動計画（骨子）の決定</p>		

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
145	タイ	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>＜今年度事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入規制対応のための相談窓口の運営、新規制情報の収集・周知 ・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (見本市へジャパンパビリオンを設置し、オールジャパンでのプロモーション活動を支援) ・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信 ・事業者の商流構築支援 (タイ地方や周辺国への商流構築、サンプルショールームを活用した商談会) ・現地法人支援 (輸入規制への対応のため相談窓口の運営含む) 	<p>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。</p> <p>・指標に基づく活動の評価の枠組を検討。</p>	<p>＜来年度事業＞</p> <p>来年度の活動計画（骨子）の決定</p>	-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣			
146	中国	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>＜今年度事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (九州・沖縄各自治体と協力した焼酎プロモーションへの支援等) ・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信 ・事業者の商流構築支援 (北京フード会等の業界団体と連携した食品PR、商談会の実施、日本産食品の商流調査等) ・現地法人支援 ・日本食品関連企業が継続的に交流できる「プラットフォーム交流会」を開催 	<p>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。</p> <p>・指標に基づく活動の評価の枠組を検討。</p>	<p>＜来年度事業＞</p> <p>来年度の活動計画（骨子）の決定</p>	-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣			
147	香港	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>＜今年度事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (8月のFoodExpoにてオールジャパン総合受付として出展等) ・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信 ・事業者の商流構築支援 (輸入拡大に向けた商流開拓実証事業等) ・現地法人支援 (学校給食で日本産米を導入する取組を継続・進化) 	<p>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。</p> <p>・指標に基づく活動の評価の枠組を検討。</p>	<p>＜来年度事業＞</p> <p>来年度の活動計画（骨子）の決定</p>	-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣			

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
148	台湾	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	・輸出支援プラットフォーム関係者による立上げ式開催（6月中旬） ・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (日本産食材センター店や地方都市の小売店等が行う日本産農林水産物・食品フェアの実施支援) ・情報発信サイトを構築、現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信 ・事業者の商流構築支援 (台北市進出口商業同業公会（IEAT）と連携したBtoBの商談会の開催等) ・現地法人支援	・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。 ・指標に基づく活動の評価の枠組を検討。	・輸出支援プラットフォームを機能させるため、農水省は、日本台湾交流協会における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を推進。	・来年度事業 来年度の活動計画（骨子）の決定	—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣		
149	ベトナム	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (見本市ヘジャパンパビリオンを設置し、オールジャパンでのプロモーション活動を支援) ・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信 ・事業者の商流構築支援 (現地スーパーの紹介などによる商流開拓) ・現地法人支援 (窓口に寄せられる相談への対応等)	・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。 ・指標に基づく活動の評価の枠組を検討。	・輸出支援プラットフォームを機能させるため、農水省は、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を推進。	・来年度事業 来年度の活動計画（骨子）の決定	—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣		
150	米国	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (LAの日系スーパーにおける常設型アンテナショップの展開等) ・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信 ・事業者の商流構築支援 (レストランでの需要創出に向け、シェフ養成機関における日本産和牛コースを設立等) ・現地法人支援 (新たな食品規制の早期確認及び相談体制の構築等)	・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。 ・指標に基づく活動の評価の枠組を検討。	・来年度事業 来年度の活動計画（骨子）の決定	—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣			

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
151	EU	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<p>〈今年度事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動への支援 (7月のJapan Expo、9月のラグビーワールドカップに際した日本産食材フェアの実施支援等) ・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信 ・事業者の商流構築支援 (品目団体とも連携し、日本産ぶりの認知向上を通じたプロモーション実施を支援) ・現地法人支援 (窓口に寄せられる相談への対応等) <p>・活動計画に沿って事業を進めるとともに、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を点検。</p> <p>・指標に基づく活動の評価の枠組を検討。</p>						—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
152	EU、ベトナム、韓国、香港等	輸出先国・地域における支援の実施	・外務省は、2023年4～5月に4公館（EU代、ホーチミン総、韓国大、香港総）に農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを設置。 ・2023年度を通して、現地法令・輸入規制に関する情報提供、現地政府への働きかけに関する助言、人脈形成支援を受けつつ、更に日本産農林水産物・食品の輸出拡大につなげていく。	<p>外務省は、4公館（EU代、ホーチミン総、韓国大、香港総）に設置した農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを活用し、2024年3月まで、現地法令・輸入規制に関する情報提供、現地政府への働きかけに関する助言、人脈形成支援を受けつつ、日本産農林水産物・食品の輸出拡大につなげていく。</p>						—	外務大臣 農林水産大臣
153	各国・地域共通	都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラムの発足	第2回フォーラムの開催に向けて準備中。	<p>全体会合・分科会について実務レベルで調整。</p> <p>第2回全体会合・分科会を開催。</p> <p>第3回開催に向け、実務レベルで調整。</p>						—	農林水産大臣
154	各国・地域共通	効率的な輸出物流の構築及び輸出コストの低減のための取組の実施	・農水省及び国交省は、「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」を開催し、国内陸上輸送の短縮のための地方港湾・空港の活用、そのために必要な物流拠点の整備・活用など、取り組むべき事項を整理し、推進。 ・先の通常国会で輸出促進法を改正し、そのもとで輸出向けの施設整備や長期運転資金への税制・金融上の特例措置を創設し、それらの活用を推進。 ・農水省・国交省は連携して、堺泉北港を産直港湾に認定（2022年5月）、加えて、志布志港を産直港湾に認定（2023年5月）。 ・拠点確立等に向けたモデル実証、輸出物流構築に向けた設備・機器のリースによる導入支援事業の2次公募を実施（4月末～5月前半）。	<p>・農水省及び国交省は、「特定農林水産物・食品輸出促進港湾形成事業」を活用し、コールドチェーンの確保のために必要な施設等の整備を支援。</p> <p>・産地・物流拠点を単位とした輸出品目・輸出ルート等の環境調査及びネットワーク形成に向けた関係者の合意形成等について、博多港及び福岡空港を中心とした地域、全国から輸出貨物が集まる京浜・京葉地区及び2022年5月に産直港湾に認定された堺泉北港有する京阪神地区を中心に実施。 ・最適な物流ルートの確立、大ロット化・混載促進のための拠点確立等に向けたモデル実証、輸出物流構築に向けた設備・機器のリースによる導入を支援。</p>						—	農林水産大臣 国土交通大臣
155	各国・地域共通	海外におけるコールドチェーンの確保に向けた取組	海外でのコールドチェーンを確保するため、日本型コールドチェーン物流サービスの標準化を推進。	<p>国交省は、海外におけるコールドチェーンの確保の観点から、鮮度保持・品質管理を図るため、日本式コールドチェーン物流サービスの標準化を推進。</p>						—	国土交通大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降			
156	各国・地域共通	地域の中小加工食品の事業者の輸出体制の構築	<p>(食品クラスター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小・中堅の食品産業事業者が連携して取り組む海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を行う取組の支援を推進。現在、約20の食品産業クラスターが形成済み。 ・2022年度に、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)加工食品部会を活用して地方農政局と連携し、可能な限り9月末までに、都道府県、団体、食品企業、流通等との意見交換を都道府県ごとに順次実施。 <p>・都道府県の熟度に応じて、セミナー開催や事例紹介を重ねつつ、輸出に向けた課題の抽出、連携による協調領域・非協調領域(競争領域)を整理し、その食品・地域・団体に適した加工食品クラスターを提案。2023年度の事業活用等を目指しつつ、新たなクラスター形成を支援。併せて、輸出に取組む事業者やすすでに形成されているクラスターについても把握、支援。</p> <p>・2022年度補正加工食品クラスター事業の活用等を通じて、現在把握しているクラスターについて、活動を支援するとともに、その内容について把握。</p>							—	農林水産大臣	
157	各国・地域共通	輸出先国の規制に対応する食品添加物への転換支援	<p>(食品添加物)</p> <p>輸出先国の規制に対応する食品添加物等への転換の支援を検討(加工食品の国際標準化)。GFP加工食品部会の中の食品添加物部会にて、事業者からの要望の高かった着色料の早見表について、意見を集約しながら2023年1月に完成、公開。2023年度は、次に要望の高かった乳化剤、調味料、甘味料について早見表を作成し、転換を支援。</p> <p>・昨年度の着色料に続き、米国、EU、中国等11の国・地域の乳化剤、調味料、甘味料についての認可状況や使用基準(用途、使用量等)、成分規格に係るデータを追加・整備し年内に早見表として作成。</p> <p>・データ整備と並行して、乳化剤区分の概念図、代替添加物の検索が可能なシステム構築を検討。</p> <p>・海外添加物規制に係るセミナー開催検討</p> <p>・事業者より新たな早見表の公開に向けて意見聴取を実施。(2023年度中公開予定)</p>							—	農林水産大臣	
158	各国・地域共通	育成権者管理機関の設立	農研機構を中心に関係者が連携し、育成者権者に代わって、海外への品種登録や侵害の監視、海外ライセンス等を行う法人の設立に向け、育成者育成者権管理機関支援事業実施協議会を2023年3月に立ち上げ、業務基盤の整備に着手。							—	農林水産大臣	
159	各国・地域共通	和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護・適正な流通管理	<p>・和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約の普及の推進により、家畜遺伝資源生産事業者での不正競争防止の取組が進展。</p> <p>・家畜人工授精所への立入検査や家畜人工授精師等への研修会の開催による法令遵守の徹底を推進。</p> <p>・家畜人工授精所等の毎年の運営状況の都道府県知事への報告の受領と、その農林水産大臣への通知に伴う都道府県の事務の負担軽減と情報の集約のため、全国システムの運用及び機能強化を推進。</p> <p>農水省は、和牛遺伝資源関連2法に基づき、家畜遺伝資源の知的財産としての価値を保護するとともに、更なる流通管理の適正化を図るために、以下の取組を推進。</p> <p>・和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約について、引き続き、家畜遺伝資源生産事業者が譲渡した先の流通から使用までに係る関係者への普及を図り、不正競争防止の取組を推進。</p> <p>・2022年度までに実施した自己点検結果等から、業務実態の確認が必要と判断した家畜人工授精所について、都道府県等関係機関と連携を図りつつ、今後3年間で3,500か所の立入検査を実施。</p> <p>・引き続き家畜人工授精師等への法令遵守の徹底のための研修会を開催(2023年度50か所)。</p> <p>・家畜人工授精所からの報告等に伴う都道府県の事務の軽減、情報集約のための全国システムの運用、機能強化及び利用拡大を図り、電子化を推進。</p>							農水省は、取組の進捗状況を踏まえ、法令遵守の徹底に必要な取組を都道府県等関係機関と連携・調整し推進。	—	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降			
160	各国・地域共通	流通行程の情報を詳細に提供するフードチェーン情報公表JASを制定（コメ）	<ul style="list-style-type: none"> スマートフードチェーンの社会実装を進めるため、事業者へのインセンティブ付与や消費者への価値訴求を図るフードチェーン情報公表JASの制定に向けて、コメ、メロンなどを対象とした実証事業を実施するとともにJAS規格案を検討。 メロンについては、JAS規格を制定（2023年3月）。 	<p>スマート・オコメ・チェーンコンソーシアムにおいて、コメについての基準案を検討・作成し、JAS法第4条に基づき、主務大臣へ申出。</p> <p>基準案の公表、JAS調査会による審議、フードチェーン情報公表JAS（コメ）の制定、周知。</p>						—	農林水産大臣	
161	各国・地域共通	品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題解決への対応	2020年度補正予算及び2021年度補正予算において、2021年3月に公表した輸出拡大に向けた技術的課題のうち対応する課題の研究開発を実施。また、各地方で開催された「地域研究・普及連絡会議」において収集した輸出拡大に向けた技術的課題を踏まえ、2023年4月に課題を更新し、当該課題の研究を実施。	<p>農水省は、2020年度第3次補正予算「スマート農業技術の開発・実証プロジェクトのうち輸出促進のための新技術・新品種開発」及び2021年度補正予算「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトのうち輸出拡大のための新技術開発」において、2021年度から2024年度で研究課題を実施。</p> <p>2023年4～5月に設計検討会を実施し昨年度評価を踏まえた計画を策定するほか、該当課題について12月に中間評価、翌年3月に終了時評価を実施予定。</p> <p>以下の課題のうち今年度で終了する課題について、年度末までにマニュアルや標準作業手順書を作成するとともに開発された技術の普及・活用に向けた活動方策や推進体制を、外部協力機関、省内関係部署等と検討してとりまとめる。</p> <p>本年夏ごろに開催予定の推進会議において、産地向け研修会等のアウトリーチ活動方針を検討し、今年度中に可能なものから順次実施していく。（本年8月開催の全国リンク大会において、生産者向けに省力樹形技術を紹介）。</p> <p>労働生産性を向上させ、輸出に向けられる果実供給量を増加させるための、省力樹形に適した果樹品種・系統の選定と最適な栽培管理方法の開発（りんご・かんきつ）</p> <p>春節に向けたシャインマスカット輸出のための長期鮮度保存技術の開発（ぶどう）</p> <p>輸出量を確保するためのサツマイモ基腐病抵抗性に優れた系統の開発（かんしょ）</p> <p>国産大豆を使用した味噌・醤油等の輸出増加のための、国産大豆の生産基盤強化のための極多収品種の育成（味噌・醤油）</p> <p>輸出拡大を図るための大規模安定生産技術の開発（いちご）</p> <p>健全な苗や種いもの供給効率の向上、生産工程における発病リスクの低減のためのサツマイモ基腐病総合的防除体系の開発（かんしょ）</p> <p>甘く美味しい果実を安定的に生産し輸出するための高糖度果実安定生産技術と鮮度保持技術の開発（かんきつ）</p> <p>輸送中の腐敗いも発生による経済喪失を低減するための青果用かんしょの出荷工程における腐敗低減技術の開発（かんしょ）</p> <p>農水省は、把握した輸出拡大に向けた技術的課題に係る対応方針等について検討。</p> <p>農水省は、輸出関係の各種会議における輸出事業者等との意見交換を通じて、更なる技術的な課題の把握を実施。</p> <p>農水省は、「地域研究・普及連絡会議」等において、輸出拡大に向けた技術的課題の更なる収集を行い、輸出拡大に向けた技術的課題について整理。</p>							—	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				6月	7月	8月	9月	10月	11月以降		
162	各国・地域共通	日本の食や食文化の発信	インバウンドの回復に向け、魅力的な食体験コンテンツの造成及び情報発信を支援するとともに、インバウンドを輸出につなげる取組を強化。	農水省は、「SAVOR JAPAN」（農泊食文化海外発信地域）認定地域を拡大（7月末まで募集、新規認定地域は秋頃に公表予定）	農水省は、「SAVOR JAPAN」認定地域に対し、SNS等による一元的な情報発信、研修会・交流会の開催による地域間のネットワーク化等を支援。	農水省は、「食かけるプロジェクト」により日本の食と異分野を掛け合わせた食体験を表彰（7月7日まで募集、選考結果は秋頃に公表予定。）	農水省は、「食かけるプロジェクト」により表彰した食体験に対して、体験する人により魅力的になるよう専門家のアドバイスを行うとともに、情報発信等を支援。	農水省は、食体験に関する商品を選定し、輸出に向けた専門家のアドバイスを行い、越境ECでの販売を支援する新たなプロジェクトをスタート。（食体験「商品」は6月20日まで募集、その後商品を選定。）	左記の商品の選定と専門家のアドバイスによる商品の魅力の向上を図り、ECサイト等での販売につなげる。（2024年以降販売見込み。）	—	農林水産大臣
163	各国・地域共通	海外日本食料理人の人材育成	海外での日本食料理人が不足していることから、外国人日本食料理人の育成強化を支援。	海外日本食料理人が不足していることから、外国人日本食料理人を育成するため、秋以降に、①調理技能認定、②日本への招へい研修、③日本料理コンテスト、④海外日本食イベント・セミナーへの講師派遣に取り組む。						—	農林水産大臣

(参考1) 今回新たに対応済みとなった項目(27項目)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	対応済みとなった年月	輸出可能性
1	タイ	かんきつ類の条件変更 (薬剤処理の代替措置)	農水省は、タイ側との代替措置に関する協議を重ね、2023年5月に検疫条件を緩和することで合意。	2023年5月	0.26億円 (対タイ輸出額: 2018年0.31億円、 2017年0.17億円)
2	台湾	豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出解禁	2021年10月以降、輸出条件について協議を実施し、2023年1月輸出解禁。	2023年1月	加熱食肉製品: 1.8億円 (2019年の香港向け 豚肉加工品輸出実績)
3	台湾	青果物の輸入検査時の残留農薬基準不合格事案に対する台湾衛生福利部食品菓物管理署からの改善措置要求	・台湾向け生鮮いちご（2022年12月、2023年2月～3月）及びおうとう（2022年6月～11月）について、輸入検査時に残留農薬基準不合格事案が発生。 ・台湾当局から生鮮いちごは2022年12月及び2023年3月、おうとうは2023年1月に改善措置要求があった。 ・農水省では、輸出事業者及び国内産地等に対し輸出先国の残留農薬基準の遵守及び台湾の残留農薬基準について周知・徹底を図るとともに、台湾衛生福利部食品菓物管理署に対して、生鮮いちごは2023年1月及び4月、おうとうは同年2月に対応状況を回答。	2023年4月	—
4	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	・スターゼンミートプロセッサー（株）（青森県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年3月認定済み。	2023年3月	2027年3月期: 30億円
5	中国	食品（特に水産物）に対する輸入検疫強化への対応	コールドチェーン流通食品（日本は主に水産物）に対する新型コロナに関連したPCR検査等の輸入検疫措置を撤廃。	2023年1月	313億円（水産物の 2020年対中輸出額）
6	中国	水産食品の輸出に係る冷凍機能を有する漁船の登録手続の制定	中国に水産食品を輸出しようとする際の冷凍又は冷蔵機能（電力を利用するものに限る。）を有する漁船の登録に係る中国当局の運用について、中国当局から付与された登録番号の提示を求められる事例もあったことから、中国への水産食品の輸出が円滑に進むよう、当該水産食品の漁獲等を行った漁船について中国への登録を希望する場合の漁船の登録手続を「中華人民共和国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能（電力を有するものに限る）を有する漁船の登録手続について」（2023年1月17日付け4 輸国第4642号農林水産省輸出・国際局長通知）で制定。	2023年1月	—
7	カタール	新たに水産食品に衛生証明書が必要	カタール側から、衛生証明書様式について了承。2023年4月からの衛生証明書の発行に向けて、2023年3月に要綱を策定。	2023年3月	1億円程度 (2020年貿易概況の 水産物輸出額より)
8	ニュージーランド	新たに求められた水産物の衛生証明書の発行体制の整備	ニュージーランドへ輸出される水産食品に対して、衛生証明書の添付が必要となったため、2023年2月17日付けで「ニュージーランド向け輸出水産食品の取扱要綱」を改正し、3月以降衛生証明書を発給。	2023年2月	—

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	対応済みとなった年月	輸出可能性
9	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・カネキン川村水産（北海道） 登録認定機関は、2022年12月に認定済み。	2022年12月	2024年12月期：1.89億円
10	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・ヤマイチ水産（北海道） 登録認定機関は、2022年12月認定済み。	2022年12月	2026年3月期：2.88億円
11	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	・(株)中外フーズ（福島県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年2月追加品目認定済み。	2023年2月	2027年2月期：2.09億円
12	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・丸甲塙周水産(株)（東京都） 事業者がHACCPハンド事業を取りやめたため、実行計画から削除。	2023年5月	2025年7月期：13.0億円
13	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・(株)山崎水産（広島県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年4月に認定済み。	2023年4月	—
14	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・愛南漁業協同組合（愛媛県） 登録認定機関は、2023年4月認定済み。	2023年4月	2026年3月期：0.77億円
15	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	・森松水産冷凍(株)（愛媛県） 登録認定機関は、2023年3月認定済み。	2023年3月	2027年2月期：8.37億円
16	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・(株)カネモ鰹節店（鹿児島県） 登録認定機関は、2022年12月認定済み。	2022年12月	2026年6月期：0.3億円
17	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・立石水産(株)（鹿児島県） 登録認定機関は、2023年2月認定済み。	2023年2月	2027年3月期：0.19億円
18	米国 EU	水産食品加工施設の認定が必要	・KTM(株)（鹿児島県） 登録認定機関は、2021年3月 EU認定済み、2022年12月 米国認定済み。	2022年12月	2025年3月期：1.44億円
19	米国 EU	施設整備を行う事業者の円滑な認定に向けた支援スキームの構築	支援体制の構築。 (チラシや、事業実施計画の作成手引きが、農水省ホームページに掲載するとともに、「HACCP相談員」情報をリスト化し地方農政局等と都道府県に共有。)	2023年3月	—
20	カナダ	ものの輸出解禁	产地からの要望がなくなったため、実行計画から削除。	2023年4月	—

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	対応済みとなった年月	輸出可能性
21	メキシコ	精米の輸出解禁	2023年3月17日輸出解禁。	2023年3月	0.6億円
22	EU	事業者への輸出先国規制の情報支援の実施 容器・包装（食品接触材料）の規制	農水省は、EUのプラスチック規則、適合宣言書の作成等に関する情報提供を2023年5月に実施。	2023年5月	—
23	各国・地域共通	輸出に関する一元的な相談窓口のeMAFF営業支援ツールへの移行	2023年2月にeMAFF営業支援ツールに輸出相談データベースを移行完了。	2023年2月	—
24	EPA対象国 (ASEAN、中国、韓国、インド、モンゴル、豪州、NZ、チリ、イス)	青果物のEPA原産地証明の取得に係る運用の簡素化の周知	EPAを利用して青果物等を輸出する際の原産地証明書の発給手続きを簡素化し、事業者に周知。	2023年3月	—
25	各国・地域共通	農産物の輸出解禁情報に係る周知のルール化	「輸出先国・地域の輸入事業者に対する農産物の輸出解禁情報の周知方法と役割分担（2023年2月20日付け）」を作成し、省内関係課室、在外公館へ周知。	2023年2月	—
26	各国・地域共通	JETROによる品目団体等の支援	JETRO及び、JFOODOと品目団体が連携する枠組みを構築。	—	—
27	各国・地域共通	日本の食や食文化の発信	海外向け情報配信サイト「Taste of Japan」（TOJサイト）において、海外の消費者へ日本食材の魅力や、日本の食品の調理方法等を発信。TOJサイトは、2023年度に農水省からJFOODOへ移管。	—	—

(参考2) 前回までに対応済みとなったもの（226項目）

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
28	インド	りんごの輸出解禁	2022年3月に輸出解禁済み。	1億円
29	インド	食品への必要事項の記載方法（ステッカー貼付禁止）	日本からインドへ輸出される食品は、その商品に英語又はヒンディ語で必要事項を記載することを原則としているところ、要件に該当する事業者に対して、規制に対応可能な製造ラインの整備等の支援を行うとともに、一部記載事項をステッカー貼付等により対応することについて在インド大使館等を通じて、インド食品安全基準庁（FSSAI）と個別に相談を行う体制となった。	3.5億円 (加工食品の対インド輸出額：2020年6.7億円、2019年4.4億円)
30	インド	輸入時に賞味期限までの残存期間が60%（又は3か月のいずれか短い期間）以上が必要という輸入規制の緩和	インド商工省が、輸入食品に対し、製造年月日から賞味期限までの期間のうち、インド輸入時に残存期間が60%（又は3か月のいずれか短い期間）以上必要という規制（60%残存ルール）を設けているが、今後問題が発生した場合、在インド大使館等を通じてインド商工省と個別に相談を行う体制となった。	3～5億円 (東南アジア（シンガポール（星）、フィリピン（比））への菓子（米菓除く）の輸出額の1/2程度に、その他の賞味期限が短い食品（調味料等）の輸出増加見込額を加えた推計。 参考：菓子（米菓除く）輸出額：2020年インド0.4億円、星8億円、比5億円、調味料輸出額：インド2020年0.6億円、2019年0.4億円)
31	インド	食品のNON-GM証明書	2022年3月に証明書様式に合意、農水省においてNON-GM証明書を発行するべく体制を構築、4月に取扱要綱（案）を公表済み。	1億円
32	インド	清酒の輸入にISO17025認証取得検査機関が発行する分析証明書が必要	日本には該当機関がなく実質輸入停止となっていたが、2022年6月、通関時に一定の書類を提出することで暫定的に日本酒の輸入が可能となった。	0.1億円程度
33	インド	醤油の規格見直し	改正規格の早期施行と特別措置の実施承認について要請し、特別措置が認められ、2021年1月、特別措置枠で輸出された商品のインド側での輸入通関手続きも完了した。	0.2億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
34	インドネシア	原発事故に伴い、 ・7県（宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野）産の牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜に放射性物質検査報告書またはインドネシアにて全ロット検査を要求等	2022年7月26日に規制撤廃。	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
35	インドネシア	4品目（かんきつ、柿、いちご、メロン）の輸出可能品目への追加登録	・日本からインドネシアに商業輸出可能な植物由来生鮮食品はインドネシア農業大臣令に規定されている17品目。 ・これに品目を追加登録するためには過去（2016年以前）の輸出実績データ等を添えて品目追加申請を行い、インドネシア当局の認可が必要。 ・輸出実績データ等を添えて当該4品目のインドネシア農業大臣令への追加に向けて協議を重ねた結果、日本からの要請に基づきインドネシア当局によるPRA（病害虫リスク分析）の実施が必要との回答。	0.07億円 (4品目の直近（2016年）の輸出額：いちご252万円、メロン24万円、生鮮果実6品目計（ぶどう、メロン、梨、さくらんぼ、桃、いちご）1250万円)
36	インドネシア	インドネシア向け鮮魚輸出にかかる衛生証明書の即日発行の体制整備	2021年1月7日、インドネシア政府は輸出水産物のうち、空輸される鮮魚についても衛生証明書を要求。 輸出当日の朝に鮮魚を買付け、同日午前の航空便で輸出する現在の商流に対応するため、インドネシア政府とPDF形式の衛生証明書の発行及び確認方法について協議するとともに、衛生証明書の即日発行体制を整備。 2021年1月29日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	1.2億円程度
37	インドネシア	インドネシア向け観賞魚（鯉及び金魚）輸出にかかる地方自治体の衛生証明書の発行	2021年2月、インドネシア政府から要求のあった観賞魚輸出にかかる地方自治体の衛生証明書発行機関に関する情報（連絡先等）を提供するとともに、衛生証明書の発行及び確認方法について協議。 2021年3月1日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	2.6億円程度
38	インドネシア	米の輸入許可手続きの停滞	2021年1月、輸入事業者に対し商業省からジャボニカ米の輸入許可が下りたことを確認。	0.3億円 (対インドネシア輸出額 2020年0.03億円、2019年0.25億円)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
39	シンガポール	原発事故に伴い、 ・福島県産林産物・水産物、福島県の一部市町村産の全食品に放射性物質検査報告書を要求等	2021年5月、シンガポール政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
40	シンガポール	牛肉処理施設の認定が必要	(株)にし阿波ビーフ シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年10月に認定。	0.36億円程度 (事業者への聞き取り)
41	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株)北海道畜産公社早来工場（北海道） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年4月に認定。	0.2億円程度
42	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株)いわちく（岩手県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2021年3月に認定。	0.2億円程度
43	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株)ミートランド（秋田県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2019年5月に認定。	0.2億円程度
44	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株)越谷食肉センター（埼玉県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年3月に認定。	0.2億円程度
45	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	県北食肉センター協業組合（埼玉県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年8月に認定。	0.2億円程度
46	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株)ミヤチク都農工場（宮崎県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2022年4月に認定。	0.1億円程度
47	シンガポール	豚肉加工品は生産施設のHACCP認定が必要	2018年10月に現地調査を受け入れ。 2019年3月に衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。 2019年5月、農水省及び厚労省は、シンガポールと衛生証明書様式について合意。 2019年5月31日、輸出要綱公表。	0.25億円程度
48	シンガポール	食肉製品製造施設の認定が必要	日進畜産工業株式会社（埼玉県） 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年1月に認定。	0.035億円程度 (事業者への聞き取り)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
49	シンガポール	牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施設認定権限がシンガポール側にある	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査を受け入れ、牛肉・牛肉加工品、豚肉・豚肉加工品については、日本側が認定権限を取得。 2019年5月31日、牛肉、豚肉及びこれらの製品の施設認定権限の日本への移譲、衛生証明書様式の変更に合意。 	2018年シンガポール向け輸出実績：（牛肉）15.8億円 （豚肉）1.2億円
50	シンガポール	食肉加工品への外国産原料の使用	<p>シンガポール向け食肉加工品の原料肉は国産に限られており、外国産が使用できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年7月、外国産原料の使用についてシンガポールに要請。 2020年1月、シンガポールより外国産原料の使用を認める旨の回答あり。 2020年9月、要綱改正。 	1.8億円 (2019年の香港向け豚肉加工品輸出実績)
51	シンガポール	家きん肉の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> 厚労省及び農水省は、2019年5月中に輸出要綱を公表。 家きん肉及び家きん肉製品、卵製品について衛生証明書様式の策定。 	0.01億円程度
52	シンガポール	食鳥のと体の洗浄基準が国内向けとの基準と矛盾	<ul style="list-style-type: none"> 国内については、100ppm～150ppmの次亜塩素酸ナトリウムによりと体を浸漬して洗浄する場合が多いが、シンガポールは50ppm以下で噴霧のみの使用を認めている。 シンガポールより、2019年6月に50ppm以下の次亜塩素酸ナトリウムの浸漬での使用を認める連絡。 厚労省は、7月2日付けの対シンガポール輸出食肉等に係るQAIにより周知（輸出要綱も改正（8月中））。 	0.01億円程度
53	シンガポール	フグの輸出解禁（フグの輸出はほとんどの国・地域で認められていない）	国内体制及び手続きを整備（2022年7月13日要綱改正、8月31日適用）。 8月31日に筋肉以外の養殖ふぐの可食部位を輸出解禁済。	0.2億円程度（シンガポールへの平均的なふぐの輸出量（筋肉のみ）を基に推計）
54	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認定が必要	<p>三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、大分県、宮城県が認定に係る申請書をシンガポールに提出し2019年3月に承認済み。 2019年6月にシンガポール側から衛生証明書様式に合意するとの連絡があった。</p>	4件、0.4億円（三重県の輸出目標額1千万円/年から推計）
55	シンガポール		三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、広島県、福岡県が認定に係る申請書をシンガポール側に提出。（シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱に沿って対応）	

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
56	シンガポール	水産物のビブリオ・フルビアリスに関する規制明確化	<ul style="list-style-type: none"> 2020年4月、輸出業者から、「シンガポール向けに輸出した冷凍カキからビブリオ・フルビアリス (<i>Vibrio fluvialis</i>: 下痢、嘔吐、腹痛等の食中毒症状をもたらす細菌) が検出され、輸入差止めに遭った。」との連絡があったが、当該細菌のシンガポール側基準値が明らかとされていないため、シンガポール側に照会。 シンガポール側からの回答により、検査方法及び基準値が明らかとなったことから、2020年11月に農林水産物・食品輸出本部のHPに情報を掲載し、関係事業者等に周知。 	1億円 (冷凍カキの対シンガポール輸出額: 2019年1億円、2018年0.5億円)
57	シンガポール	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。 	-
58	シンガポール 台湾	牛肉処理施設の認定が必要	(株)熊本中央食肉センター(熊本県) 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年8月に認定。	2026年3月期: 1.15億円
59	韓国	畜産加工品(食肉加工品、乳加工品及び卵加工品)の輸出には衛生証明書が必要	<ul style="list-style-type: none"> 2021年9月までに証明書様式と発行体制について韓国側と合意。 農水省及び厚労省は、2021年12月28日に取扱要綱を改正、2022年1月1日より証明書発行開始。 	1.8億円程度
60	韓国	豚肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> 2010年4月、口蹄疫の発生に伴い、韓国は日本からの豚肉の輸入を停止。(輸出再開に向け要請を継続) 2018年9月、豚熱発生について韓国政府に報告。 	1.2億円程度
61	タイ	EPAの原産地証明書の効率化・簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 経産省は、生鮮品についての①申請時提出書類の統一化・簡素化、②再輸出時の提出資料免除、③出荷前の原産品審査の改善措置を含む通知を2019年7月に日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 日本商工会議所は、各地申請窓口に改善措置を通知し、これに基づく運用を実施中。 	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
62	タイ	豚肉の解禁協議	・2019年7月23日に輸出検疫条件及び証明書様式についてタイ側と合意し、8月8日に輸出要綱を策定。	0.01億円程度
63	タイ	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	・隨時認定済み。	0.01億円程度
64	タイ	2019年8月から、青果物の選果・梱包施設は衛生基準を満たした証明書が必要	民間の食品安全マネジメント協会（JFSM）とその認証を受けた監査会社、一部の都道府県及び国は、必要な証明書の発行体制を整備済み。	3.3億円 (対タイ野菜・果物全体輸出額（2018年：12.8億円、2017年：8.9億円）から推計)
65	タイ	かんきつ類の条件変更（査察制への移行）	2020年5月17日付けで、条件変更（日本産かんきつ類の査察制への移行が実現。	0.26億円 (対タイ輸出額：2018年0.31億円、2017年0.17億円)
66	タイ	パラコートやクロルピリホスの規制強化	2019年10月、タイ国家危険物委員会(NHSC)がグリホサート、パラコート及びクロルピリホスの使用禁止の決議を採択。2020年5月、タイ工業省がパラコート及びクロルピリホスの使用禁止を告示、それに伴いタイ保健省がこれらの物質の食品からの検出を禁止する告示案を発表。日本から①Codex基準より厳しい基準を制定する科学的根拠及び②不検出とする場合の検出限界並びに分析方法を提示するようコメントを提出。タイからは、①国内法で使用禁止となったため、輸入食品からも不検出とする旨の回答があり、②は公表された。国内関係者への最新の情報の周知及び活用できる支援策の紹介等の対応を引き続き実施。	-
67	タイ	タイ向け食品製造施設への衛生基準適合の証明書の要求	輸出の際に、その食品の製造施設がタイ保健省で定める衛生基準等に適合していることの証明書（GMP証明書）を要求する規則を公布。 既存の事業者に対しては、2021年10月7日から本規則を適用。農水省はGMP証明書の発行体制を整備したほか、大使館を通じて使用可能な証明書（JFS-B等）を確認。それらの情報は農水省及びJETROのHPに掲載し、事業者に情報提供。	178億円程度 [△] (2020年農水産物の輸出額397億円の半分程度)
68	タイ	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
69	タイ等	各国ごとに定められた禁止成分	牛肉エキス、部分水素添加油脂等の禁止成分に係る情報提供を実施。	—
70	タイ フィリピン	加工食品の輸出は商品登録が必要	タイ・フィリピンでの登録手続に時間を要していた事案について、現地当局との調整を実施。	タイ：0.7億円 [◇] フィリピン：0.4億円 [◇] (加工食品の対タイ輸出額：2019年71.5億円、2018年67.2億円、対フィリピン輸出額：2019年41.7億円、2018年35.3億円)
71	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	とちぎ食肉センター（栃木県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年6月に認定。	0.1億円程度
72	台湾	牛肉処理施設の衛生管理基準が厳格化される予定 (施設追加の手順が定められておらず、希望施設はあるものの、追加ができない。)	・2018年12月に台湾による現地調査を実施。 ・厚労省は、2019年7月に台湾側より示された施設追加の手順に基づき、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。	台湾向け輸出施設数の維持・拡大（台湾向けの輸出実績（2018年）：40.7億円）
73	台湾	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 <事業者の要望> 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を発出。	36億円程度 [◇]

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
74	台湾	牛肉の施設認定権限が台湾側にある。 (日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。)	厚労省及び農水省が、認定権限を台湾から日本に移すよう協議済み。 ・2019年5月に、厚労省及び農水省は日本台湾交流協会を通じて、台湾側の状況確認。 ・2019年7月に台湾側より、施設の新規登録においては、基本調査票及び日本側の現地調査資料を提出する必要がある旨連絡があった。 ・厚労省は、2019年8月に要綱を作成し発出。	41億円◊ (対台湾輸出額：2018年40.7億円、2017年13.7億円)
75	台湾	既存の牛肉輸出施設について、要綱への対応が必要	・厚労省は、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。 ・厚労省は、2019年9月5日、既存の牛肉輸出施設に対し、要綱への適合状況を確認するために必要な資料の提出を依頼。 ・事業者は、要綱への適合状況を確認するために必要な資料を2019年10月末までに厚労省に提出。 ・厚労省は、2020年8月に要綱への適合性確認を完了。	台湾向け認定施設1施設が輸出不可となつた場合の輸出減少額（H30の輸出施設1施設当たりの輸出額） 1.4億円◊
76	台湾	青果物の輸入検査時の残留農薬基準不合格事案に対する台湾衛生福利部食品薬物管理署からの改善措置要求	・台湾向け生鮮いちご（2022年2月～3月）及びもも（7月）について、輸入検査時に残留農薬基準不合格事案が多発。 ・台湾衛生福利部食品薬物管理署から生鮮いちごは2022年3月、ももは8月に改善措置要求があつた。 ・農水省では、輸出事業者及び国内産地等に対し輸出先国の残留農薬基準の遵守及び台湾の残留農薬基準について周知・徹底を図るとともに、台湾衛生福利部食品薬物管理署に対して、生鮮いちごは同年4月、ももは同年9月に対応状況を回答。 ・さらに、同年11月には生鮮いちごの本格的輸出シーズンを前に、輸出事業者や国内産地等に対し、再度、輸出先国の残留農薬基準の遵守について周知・徹底を通知。	—
77	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	(株)ミートセンターかごしま/株式会社ミチク（鹿児島県） 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年10月に認定。	2025年4月期： 4.3億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
78	中国	食用活水産物の衛生証明書発行の際の有害物質検査	<ul style="list-style-type: none"> ・中国向け食用活水産物の衛生証明書発行申請において、輸出者に対し、活水産物の有害物質（カドミウム、無機ヒ素）の輸出前検査を行い、中国側基準値を下回っていることを示す検査結果を添付するよう求めているが、検査費用が掛かり、また、結果判明に時間を要することから、検査の緩和・撤廃について要望があった。 ・近年の有害物質検出状況を踏まえ、2020年9月28日に要綱を改正。検査基準を廃止し、中国側の衛生要件に対する違反状況等を踏まえ、必要に応じ検査実施を求めるとした。 	2億円程度 (2019年実績：1.7億円、2018年実績：0.8億円)
79	中国	水産物の輸出には中国政府による施設登録が必要	<p>厚労省は、中国側から輸出品目等の登録要請を受け、既登録施設を含む全ての施設に対して登録情報の調査を実施し、2020年6月に中国側に施設リストの更新を要請。</p> <p>2020年9月11日、中国側の施設リストが更新され、手続きが完了したことを確認。</p>	認定取得後1年目で0.1億円程度
80	中国	水産物輸出の際には最終加工施設の登録が必要	<p>最終加工施設の登録に關し、2019年8月7日、中国側より、登録リストの更新作業依頼が接到し、8月13日、厚労省は、登録リストを中国側に送付。</p> <p>2019年9月6日、中国側の登録リストが更新され、手続きが完了したことを確認。</p>	(輸出の前提となる衛生条件)
81	中国	輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年12月、中国政府から、全ての認定施設及び認定手続中の施設（認定施設等）について、衛生要件の点検が求められた。 ・2021年8月、点検結果とともに認定施設リストを中国側に提出し、更新を要請。 ・2021年9月及び10月、中国側から提出済みのリストの登録内容に係る新たな要求があつたことから、リストの修正作業を実施し、12月に中国側へ提出済。 	313億円 [△] （水産物の2020年対中輸出額）
82	中国	イヌマキの輸出再開（中国側が土付きイヌマキのリスク評価を実施するとして、リスク評価が終了するまで、新たな輸入許可証の発行を停止）	<p>日本産イヌマキの輸出再開について、土壤を除去して輸出する方法について、2019年10月下旬に、中国側専門家による現地調査が終了。</p> <p>2019年12月末、中国側から現地調査の結果通知を受領。</p> <p>2020年1月、中国側から土付きでの輸入を暫定的に認める旨の連絡。</p> <p>2020年2月、中国側から土付きイヌマキの輸入許可証が発行され、輸出再開。</p>	50億円
83	中国	中国向け輸出水洗い羽毛に関する新たな措置	2020年11月、中国海関総署より、今後中国向けに輸出を行う水洗い羽毛については、施設の登録が必要になるとの通知があつたが、施設の登録を行わなくても、輸出検疫證明書に加工工程を添付することで輸出が継続できることを確認。	4億円程度 [△] （2020年実績：4億3千万円）
84	中国	輸入包装済み食品ラベルへの規制強化	輸入包装食品ラベルに対する規制強化案として、2019年11月に「輸入商品の中国語による表示を製造過程において直接貼付または印刷しなければならない」等、輸出障壁となる項目。その後、見直し要求を継続した結果、2020年9月のTBT通報（Addendum）では「製造過程」という文言が消えたので、「中国語のラベルを外国語のラベルを隠すように上から追加で貼付してはならない」という理解で間違いないかとWTO経由で問い合わせたところ、「日本の理解で正しい」との回答を中国政府より得た。よって外国語のラベルを隠さない形であれば追加貼付が認められることが分かった。	-
85	中国	畜水産物、茶、加工食品、アルコール飲料の輸出について、2019年10月から公的證明書の提出を義務付ける意向を表明	<ul style="list-style-type: none"> ・中国は2017年10月1日に実施を2年間延期。さらに、中国は2019年10月1日からの実施を延期。 ・2022年10月現在、中国が要求していた公的證明書を添付せずに輸出可能。 	1110億円 (畜産物、水産物、水産加工品、加工食品の対中輸出額：2020年1082億円、2019年1055億円)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
86	ベトナム	羽田空港において輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務を開始するにあたり、東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用のための手続きが必要。	東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用にあたり、関係省庁と調整し、2019年5月中に窓口設置。窓口を設置後、5月から証明書発行業務を開始。	-
87	ベトナム	りんごの条件変更	2019年12月15日付で条件変更が実現。	1.1億円 (対ベトナム輸出額：2018年2.1億円、2017年1.4億円)
88	ベトナム	うんしゅうみかんの輸出解禁	2021年10月に輸出解禁済み。	0.09億円
89	ベトナム (各国共通)	加工食品は自由販売証明書が必要	厚労省が自由販売証明書を発行。 申請は地方厚生局において平日受付で、約2～3週間で発行。 2020年4月1日より、厚労省から農水省に発行業務が移管。	150億円程度 [△] (2018年輸出額：103億円、2017年輸出額：69億円)
90	ベトナム	輸出先国における商品登録手続早期化の支援	輸入のための商品登録の際に、使用されている添加物が自国で使用可能かどうかの確認に時間を要している。日本から添加物の専門家を派遣するなど、登録手続きの早期化に向けた支援が求められる。	0.9億円 [△] (加工食品の対ベトナム輸出額：2018年103.8億円、2017年69億円)
91	ベトナム	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
92	香港	30か月齢以上の牛肉について器具の交換等の対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> 2019年8月、香港側から当該要件を削除し受入可能的回答が得られた。 9月27日 要綱改正済み（厚労省） 	4億円 [◇] (2018年の対香港輸出額：41.3億円の1割)
93	香港	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	<p>原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 <事業者の要望> 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を発出。 	40億円程度 [◇]
94	香港	香港向けの加工食品の動物検疫の要否確認	<ul style="list-style-type: none"> 2018年4月、一部を除き、輸入国が輸出証明を不要とした畜産物については輸出検査を不要とする制度の見直しを実施。 動物検疫所での対応について再徹底が図るため、2019年5月30日に通知を発出。 動物検疫所の提案により輸出者から香港政府へ各種加工食品の受け入れ条件を照会したところ、8月14日に輸出検査を受けることなく輸出が可能であることを確認。 	—
95	香港	卵製品加工施設の認定が必要	農事組合法人香川ランチ（宮崎県） 都道府県は、2021年7月に認定を行い、厚労省に報告済み。	2025年12月期：0.81億円
96	香港	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。 	—
97	マカオ	30か月齢以上の牛肉の輸出不可	2020年3月、厚労省及び農水省はマカオ側と証明書様式等について合意、6月解禁済み。	0.7億円程度
98	豪州	いちごの輸出解禁	2020年8月28日付けで輸出解禁が実現。	0.06億円
99	豪州	豪州向け加熱済さけ科製品の検疫協議	豪州が規定する加熱済サケ科製品については、疫病発生状況の調査は不要であり、衛生証明書様式に両国が合意することにより輸出が可能であることを豪州側に確認。2020年12月、衛生証明書様式について豪州側と合意済。 2021年9月に取扱要綱を改正、公表。	—

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
100	豪州	頭部・内臓を含む魚を原料とする高度加工商品の輸入条件の変更	豪州の水産加工品の輸入規制においては、輸入可能形態の1つである「Consumer-ready」に該当する商品については、その旨を生産者宣誓書に記載することが輸入条件となっている。しかし、2020年5月に本輸入条件に追加の改定がなされ、魚を原料とする高度加工商品（めんつゆ等）については、原料の魚の頭部・内臓が取り除かれた旨の宣誓が求められることになり、通関できなくなる事案が発生。このため、在豪州大使館から豪州連邦農業・水・環境省に解決の働きかけを行ったところ、豪州は2022年3月に輸入条件を変更。魚を原料として使用した製品のうち、高度に加工され、商業的に包装され、直ちに店頭に並べることが可能な製品及び魚を原料とする調味料、ソース、麺類の調味料、香辛料、スープ原料又はこれらに類するもの（魚油を除く）については、従前同様に（原料の魚の頭部・内臓が取り除かれた旨の宣誓なしに）、通関できることを確認。	10億円 [◇] (2021年の輸出実績からの推測値)
101	米国	原発事故に伴い、 ・日本での出荷制限品目について、県単位で輸入停止	2021年9月22日、米国政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
102	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）北海道畜産公社道東事業所十勝工場（北海道） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	—
103	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）栃木県畜産公社（栃木県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月に認定。	—
104	米国	牛肉処理施設の認定が必要	京都市中央卸売市場第二市場（京都府） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月に認定。	—
105	米国	牛肉処理施設の認定が必要	和牛マスター食肉センター（兵庫県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	—
106	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）ミヤチク都農工場（宮崎県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	—

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
107	米国	牛肉処理施設の認定が必要	広瀬水産（株）（北海道） 登録認定機関は2020年10月に認定。	2025年2月期：2.99億円
108	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）ワイエスフーズ（北海道） 登録認定機関は2002年3月に認定。	2025年7月期：17.89億円
109	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）大豊（青森県） 登録認定機関は2020年11月に認定。	2025年10月期：1.41億円 (認定取得予定品目)
110	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）丸石沼田商店（青森県） 登録認定機関は2021年7月に認定。	2025年6月期：0.09億円
111	米国	牛肉処理施設の認定が必要	サンコー食品（株）（岩手県） 登録認定機関は2021年2月に認定。	2025年9月期：1.38億円
112	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）津久勝（茨城県） 登録認定機関は2020年12月に品目追加。	2025年3月期：2.05億円 (認定取得予定品目)
113	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（有）なかみち水産（千葉県） 登録認定機関は2021年10月に認定。	2023年3月期：0.43億円 (認定取得予定品目分)
114	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）三崎恵水産（神奈川県） 登録認定機関は2020年9月に認定。	2023年度：1.48億円（認定取得予定品目）
115	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）西松（神奈川県） 登録認定機関は2021年8月に認定。	2025年8月期：0.33億円 (全輸出予定額)
116	米国	水産食品加工施設の認定が必要	丸本本間水産（株）（北海道） 登録認定機関は2022年5月に認定。	2026年3月期：0.46億円 (全輸出予定品目)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
117	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ヨンキュウ（神奈川県） 登録認定機関は2022年7月に認定。	2025年3月期：2.47億円
118	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)トライツナプロダクト吉田工場（静岡県） 厚労省は2020年9月に認定。	—
119	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)若松屋（三重県） 登録認定機関は2021年10月に認定。	2024年7月期：0.2億円 (全輸出予定額)
120	米国	水産食品加工施設の認定が必要	大阪府鱧巾着網漁業協同組合（大阪府） 登録認定機関は2020年12月に認定。	2022年3月期：0.09億円 (認定取得予定品目)
121	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)愛媛海産（愛媛県） 登録認定機関は2021年3月に認定。	2025年8月期：0.2億円 (全輸出予定額)
122	米国	水産食品加工施設の認定が必要	秀長水産（株）（愛媛県） 登録認定機関は2021年11月に品目追加。	2024年3月：0.55億円 (全輸出額)
123	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)愛南サン・フィッシュ（愛媛県） 登録認定機関は2022年2月に認定。	2025年3月期：0.25億円
124	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)高知道水（高知県） 登録認定機関は2020年12月に認定。	2024年6月期：5.53億円 (全輸出予定額)
125	米国	水産食品加工施設の認定が必要	柳川冷凍食品（株）（福岡県） 登録認定機関は2022年1月に認定。	2026年12月：1億円 (全輸出予定額)
126	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)高橋商店（福岡県） ・事業者は2021年10月に認定申請書を提出。 ・厚労省（地方厚生局）は同年11月に現地調査を実施（同年12月に指摘事項を発出）。 ・事業者は2022年7月に指摘事項に対する改善報告書を提出予定。	2025年2月期：0.35億円 (全品目の輸出予定額)
127	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)スイケンフーズ（佐賀県） 厚労省は2021年3月に認定。	1.2億円目標（2023年度）

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
128	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)長崎ファーム（長崎県） 登録認定機関は2022年5月に認定。	2025年9月期： 1.15億円
129	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)山吉國澤百馬商店（鹿児島県） 登録認定機関は2020年9月に認定。	2025年3月期： 0.18億円 (認定取得予定品目)
130	米国	水産食品加工施設の認定が必要	的場水産（株）（鹿児島県） 厚労省は2020年10月に認定。	認定取得後1年目で0.1億円程度
131	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)八起屋（鹿児島県） 登録認定機関は2021年2月に認定。	2020年12月期～2021年2月期： 0.04億円
132	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)MRC（鹿児島県） 登録認定機関は2021年8月に認定。	2025年8月期： 0.7億円
133	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)マルモ（鹿児島県） 登録認定機関は2021年9月に認定。	2026年3月期： 0.92億円
134	米国	水産食品加工施設の認定が必要	三福水産(株)（鹿児島県） 登録認定機関は2022年4月に認定。	2026年12月期： 0.38億円
135	米国 EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株)トウスイ（茨城県） 米国向けについて、登録認定機関は2020年9月に認定。 EU向けについて、農水省は2021年11月に認定。	2024年10月期： 13億円（認定取得予定品目）

No	対象国 ・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
136	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)三陸とれたて市場（岩手県） ・厚労省（地方厚生局）は2022年6月に事前の現地調査を実施。 ・事業者は、現地調査の指摘事項を踏まえ、申請に必要な資料全般を準備していたが、2022年10月に対米輸出認定要望を取り下げ。削除。	—
137	米国	水産食品加工施設の認定が必要	丸栄水産（株）（北海道） 登録認定機関は2016年9月に認定。（2022年8月に品目追加）	2025年2月期：14.09億円
138	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)秋田水産（北海道） 登録認定機関は2022年8月に認定。	2024年2月期：0.6億円
139	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)小林商店（北海道） 登録認定機関は2000年4月に認定。（2022年7月に品目追加）	2027年3月期：1.2億円
140	米国	水産食品加工施設の認定が必要	イヨスイ（株）（千葉県） 登録認定機関は2022年10月に認定。	2023年8月期：14.82億円
141	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)トミイチフーズ（富山県） 登録認定機関は2022年11月に認定。	2026年6月期：0.91億円
142	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)F u（山口県） 登録認定機関は2022年10月に認定。	2024年10月期：0.43億円
143	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)予州興業（愛媛県） 登録認定機関は2022年10月に認定。	2025年12月期：1.2億円
144	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)水永水産（宮崎県） 登録認定機関は2022年12月に認定。	2026年5月期：3.45億円
145	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)下園薩男商店（鹿児島県） 登録認定機関は2022年11月に認定	2025年1月期：0.07億円 (認定取得予定品目（一部）)
146	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)南予ビージョイ（愛媛県） (米国)登録認定機関は2021年4月に認定。(EU)農水省は2022年8月に認定。	2026年3月期：3.82億円
147	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	(株)ヤマナカ（宮城県） 登録認定機関は2022年8月に認定品目を追加。	2023年3月期：0.67億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
148	米国	うんしゅうみかんの条件変更	2020年2月1日、米国との協議の結果、日本産うんしゅうみかんの臭化メチルくん蒸措置の廃止。	0.03億円（対米輸出額：2018年0.02億円、2017年0.05億円）
149	米国	なしの条件変更	2020年4月16日付で条件変更（輸出地域の拡大及び品種制限の撤廃）が実現。	0.01億円（対米輸出額：2018年0.12億円、2017年0.13億円）
150	米国	メロンの輸出解禁	2021年11月に輸出解禁済み。	0.03億円
151	米国	蒸留酒の容量規制の緩和	米国内で流通可能な蒸留酒は、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外（例：四合瓶、一升瓶）のままでは輸出できない。 2020年12月29日、米国政府は連邦規則を改正し、蒸留酒について、日本が求めていた容量は全て流通可能となった。	2.5億円程度
152	米国	ニューヨーク州の飲食店における焼酎の販売免許	ニューヨーク州においては、飲食店が蒸留酒（焼酎を含む）を販売するためには全酒類免許が必要だが、24度以下のソジュ（韓国焼酎）については、ワイン免許で販売できる特例（州法）が設けられている。焼酎業界からは、焼酎もワイン免許で販売できるようにしてほしいとの要望があったが、2022年6月30日付の法改正により、24度以下の焼酎についてもワイン免許で販売できることとなった。	2.57億円程度
153	米国	酒類のラベル承認手続	米国内で流通する酒類は、連邦規則に基づき、銘柄、分類名称（清酒、焼酎等）、アルコール度数、内容量、原産国等をラベルで表示する義務があり、ラベルは連邦政府の承認が必要となっている。日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文において、米国政府は酒類のラベルの承認手続を簡素化するよう実施中の努力を継続することとなっていた。 米国側のこれまでの取組の結果、ラベル承認手続に改善がみられた（例 審査に係る平均日数 2016年：91日⇒2020年：31日）。	3.6億円程度 (対米輸出額：2020年138.4億円、2019年156.6億円)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
154	米国	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-
155	カナダ	小麦粉含有食品にかかる規制	カナダ政府（保健省及び食品検査庁）は、カナダ国内で流通する精白小麦及びそれを含む食品について、原材料に使用する小麦粉が強化小麦粉であることを義務付け。その後、強化小麦粉を使用しない日本のカレールウ及びシチューミックスを、引き続き輸入許可する旨、カナダ政府から連絡。	0.2億円程度
156	カナダ	金魚の輸出解禁	2017年8月、カナダ食品検査庁から日本産金魚輸入にかかる協議開始の要請を受け、衛生証明書様式について協議を開始。 2020年10月14日、衛生証明書様式を合意。	0.01億円
157	ブラジル	相手先国の通関の迅速化	通関で時間がかかっていた事案について、現地当局との調整を実施。	0.4億円 [◇] (加工食品：2018年輸出額7.8億円、2017年輸出額：7.8億円)
158	ブラジル	牛肉処理施設の認定のための施設資料の提出（申請前）が必要	飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会（岐阜県） 厚労省は、申請書の審査を行い、ブラジル政府に施設資料を提出済み。	2025年3月期：6.78億円 (各国向け輸出額の合計)
159	ペルー	サバ等、水産物の輸出には衛生証明書が必要	・2020年10月までに証明書様式と発行体制についてペルー側と合意。 ・農水省は、2021年1月20日に取扱要綱を制定、2021年2月1日より証明書発行開始。	1.8億円 [◇] (水産物の対ペルー輸出額：2019年0.6億円、2018年2億円)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
160	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター（第3工場） 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年10月にEUに通知及び認定。	0.04億円程度 (事業者への聞き取り)
161	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)栃木県畜産公社（栃木県） 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月にEUに通知、2020年8月に認定。	—
162	EU	牛肉処理施設の認定が必要	京都市中央卸売市場第二市場（京都府） 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月にEUに通知、2020年4月に認定。	—
163	EU	牛肉処理施設の認定が必要	和牛マスター食肉センター（兵庫県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月にEUに通知、2019年7月に認定。	—
164	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)ミヤチク都農工場（宮崎県） 5者協議を経て、厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年8月に認定。	—
165	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)ナンチク（鹿児島県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年7月に認定。	—
166	EU	液卵製造施設の認定が必要	(株)籠谷（兵庫県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2021年3月に認定及びEUに通知。	0.01億円程度
167	EU	山羊・羊の生乳は残留物質モニタリング検査が必要	山羊・羊の生乳を対象とした残留物質モニタリング検査の分析法の妥当性評価を完了（2019年12月）。妥当性が確認された分析法を用いて、残留物質モニタリングを2020年7月から12月にかけて実施。	0.02億円（輸出の前提となる衛生条件）
168	EU	水産食品加工施設の認定が必要	紋別漁業協同組合（北海道） 農水省は2020年12月に認定。	2026年3月：3.3億円 (認定取得予定品目)
169	EU	水産食品加工施設の認定が必要	マルカイチ水産（株）（北海道） 都道府県は2021年4月に変更承認。	2025年2月期：7.26億円
170	EU	水産食品加工施設の認定が必要	北見食品工業（株）（北海道） 厚労省は2022年3月に認定。	認定取得後初年度：0.5億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
171	EU	水産食品加工施設の認定が必要	極洋水産（株）（静岡県） 農水省は2020年11月に認定。	2031年3月期：1.07億円 (認定取得予定品目)
172	EU	水産食品加工施設の認定が必要	大坪水産（株）（静岡県） 農水省は2021年3月に認定。	2025年3月期：0.78億円 (認定取得予定品目)
173	EU	水産食品加工施設の認定が必要	（株）トライツナプロダクト吉田工場（静岡県） 厚労省は2020年9月に認定。	—
174	EU	水産食品加工施設の認定が必要	丸啓鰹節（株）（静岡県） 農水省は2021年5月に認定。	—
175	EU	水産食品加工施設の認定が必要	山福水産（株）（静岡県） 農水省は2021年5月に認定。	—
176	EU	水産食品加工施設の認定が必要	ファームチョイス（株）（熊本県） 厚労省は2021年5月に認定。	認定取得後5年で1.25億円程度
177	EU	水産食品加工施設の認定が必要	（株）枕崎冷凍食品（鹿児島県） 農水省は2021年7月に認定。	—
178	EU	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	（株）山神（青森県） 2021年12月申請。7月に認定変更。（品目追加）	2025年3月期：3.85億円
179	EU	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	（株）カネジョウ大崎（千葉県） (2021年11月申請。2022年5月26-27日農水省による現地調査を実施。6月24日の認定審査委員会を経て、指摘事項等を改善し、認定。)	2025年12月期：0.63億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
180	EU	水産食品加工施設の認定（品目や魚種の変更）に係る運用改善の周知	・認定を受けた品目・魚種と異なる場合に輸出先国の需要に応じて迅速に対応できるように変更申請ではなく報告のみで可とする運用改善を実施し、事業者等へ情報提供（2022年11月）。	—
181	EU	水産食品保管施設の認定が必要	トライ産業（株）吉田工場（静岡県） 厚労省は2020年9月に認定。	—
182	EU	水産食品保管施設の認定が必要	(株)明豊（宮城県） (2022年3月施設整備完了。2022年12月に認定。)	2027年10月期： 14.2億円
183	EU	産地魚市場の認定支援	塩竈市魚市場（宮城県） 農水省は2021年2月に認定。	—
184	EU	産地魚市場の認定支援	松浦魚市場（長崎県） 農水省は2022年3月に認定。	—
185	EU	ホタテの輸出には生産海域のモニタリングが必要	・EU向け輸出ホタテガイ生産海域は、北海道で7海域、青森県で2海域が指定。 ・北海道（根室海峡（野付）海域）及び青森県（陸奥湾西部海域）を海域指定し、2019年12月26日に、EU当局へ通報。 2020年2月26日に、EUの生産海域リストに掲載され、手続き完了。 ・北海道（根室海峡（野付）海域）は2020年12月28日、青森県（陸奥湾西部海域は、2020年12月21日に海域モニタリング実施体制の整備を完了。	2.9億円程度（対EU輸出金額（2018年）から推計）
186	EU	カキの輸出には生産海域の指定及び指定した海域のモニタリングが必要（海域指定とは別に施設の対EU・HACCP認定が必要）	・農水省は、2020年に海域指定に必要なデータ収集・整理のための委託事業を実施。 ・2021年3月に広島県の海域指定に必要なデータ収集・整理を完了。 ・同年10月1日に、広島県は、広島県三津湾海域を指定、同7日に農水省からEUに通報（EU生産海域リストに掲載済み）。 ・同年12月27日に、広島県は海域モニタリング実施体制の整備を完了。 (加工施設はEU・HACCP認定の取得が必要。)	7億円程度（事業者への聞き取りから推計）

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
187	EU	卵・卵製品、乳・乳製品の解禁協議（済） 鶏卵の洗浄基準が国内向けと異なる（済） 卵、牛の生乳は残留物質モニタリング検査が必要（済）	<ul style="list-style-type: none"> 訪欧し、今後の段取りを協議。 2018年7月に動物衛生の評価が終了し、2019年2月に卵・卵製品、同年3月に乳・乳製品が第三国リストに掲載。 2019年1月、乳及び卵の残留物質モニタリング計画が第三国リストに掲載。 2019年10月18日、輸出要綱公表。 国内流通する鶏卵については、食品衛生の観点から、地方自治体向けのガイドラインにより、殺菌剤を用いた洗浄が求められているが、EUは、殺菌剤を用いた洗浄が禁止されているため、EU向けの鶏卵については、2019年10月に公表した輸出要綱に飲用適の水のみを用いる旨明記。 EUと牛の生乳の残留物質モニタリング検査の枠組について合意し、2019年7月から12月にかけて当該枠組に従ってEUから求められた項目の検査を実施。 	<p>(卵・卵製品) 0.02億円程度 (乳・乳製品) 0.1億円程度(再掲)</p> <p>なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要(最短で2021年4月以降)。</p>
188	EU	生鮮家きん肉の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> 訪欧し、今後の段取りを協議。 2018年7月に動物衛生の評価が終了。 2019年11月11日に第三国リスト掲載。 	0.01億円程度
189	EU	豚肉の輸出解禁	<ul style="list-style-type: none"> 豚熱が日本で発生したことにより、今後の輸出解禁（家畜衛生の第三国リスト掲載）のスケジュールは未定。 2018年9月、豚熱発生について報告。 対応済み(まずは、豚熱清浄化を達成し、協議の必要性を検討。) 	0.25億円程度
190	EU	シソがEU域内での流通に認可が必要な新規食品（Novel Food）に該当する場合、認可手続きが必要	シソはEUにおいて食品サプリメントとされており、販売停止等の措置を受けず輸出・流通が行われているため、認可手続きは不要。（なお、食品として取り扱う場合には新規食品規制の対象となるため、認可手続きが必要。）	—
191	EU	黒松盆栽の輸出解禁	2020年8月25日付けで輸出解禁が実現。	0.15億円
192	EU	2021年4月21日から施行された新たな混合食品規制への対応	2021年4月からの規制において、加工食品に含まれる動物性加工済原料はEU向け認定施設由来であること、EUの衛生要件に適合していること等を証明する公的証明書又は自己宣誓書が必要となり、動物性加工済原料を含む調味料や菓子等多くの品目のEU向け輸出が新たな規制の対象になったが、要綱を作成し、証明書を発行できる体制を整備（2021年4月）。	—
193	EU	食品添加物などの食品関連規制	EUの食品添加物規制について事業者が使用しやすいうようにデータベース化して取りまとめ、HP上で情報提供。	—
194	EU	混合食品等に使用する第三国由来の動物性加工済原料が、EUの認定施設由来であり、衛生要件に適合する事を証明する衛生証明書が必要	要綱の作成、事業者への周知など・ニュージーランド（肉製品、乳製品、水産食品）、カナダ（乳製品）の衛生証明書発行に関する二国間協議については対応済であり、証明書の発行が可能。	—

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
195	EU (フランス)	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官やローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-
196	EU ノルウェー	飼料用魚油の輸出	EU及びEFTAには飼料用の魚油を輸出することを想定していなかったため、現行のペットフード等の施設認定要綱では魚油に当たる記載がなく輸出ができない。事業者からの要望等を踏まえ、EU及びEFTAに飼料用魚油の輸出ができるよう輸出要件等を確認し2023年1月に要綱改正。	4億円程度（2020年チリ向飼料用魚油実績：4億円程度）
197	英国	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等	2022年6月29日に規制撤廃。	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
198	英国	蒸留酒の容量規制	日EU・EPAで緩和された蒸留酒の容量規制（単式蒸留焼酎について四合瓶及び一升瓶の輸出が可能）について、英国のEU離脱の移行期間終了後（2020年末）においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと同様の内容に加え五合瓶についても輸出が可能となる内容で日英包括的経済連携協定（EPA）を締結し、2021年1月1日の発効に至った。	0.03億円程度
199	英国	ワインの輸入規制（醸造方法及び自己証明）	日EU・EPAで緩和された日本ワインの輸入規制（醸造方法及び自己証明）について、英国のEU離脱の移行期間終了後（2020年末）においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと同様の内容で日英包括的経済連携協定（EPA）を締結し、2021年1月1日の発効に至った。	0.01億円程度
200	UAE	原発事故に伴い、 ・福島県の水産物、野生鳥獣肉を対象に検査報告書を要求等	2020年12月、UAE政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
201	イスラエル	原発事故に伴い、 ・福島県の全ての食品、一部の県の一部の食品について、イスラエル側で全ロットのモニタリング検査等	2021年1月、イスラエル政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
202	サウジアラビア	牛肉の輸出解禁協議	・2019年10月現地調査受入。 ・2019年11月証明書様式提示。 ・2020年2月BSE及び口蹄疫の禁止令解除。 ・2020年3月輸出条件及び輸出検疫証明書様式に合意。	0.9億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
203	サウジアラビア	水産食品輸出には施設登録・衛生証明書が必要	2017年にサウジアラビア食品医薬庁 (SFDA) からSPS通報があり、その内容についてサウジアラビア側に詳細を照会していくが、2019年10月に改めて確認したところ、輸出水産食品の加工施設登録とともに衛生証明書の添付が必要であることが判明。 以降、二国間で協議を行い、2020年12月までに日本側の衛生証明書様式と証明書発行体制について合意済。 2021年6月取扱要綱を策定、公表。	8.2億円 [◇] (水産物の対サウジアラビア輸出額：2020年6.8億円、2019年8.4億円、2018年9.3億円)
204	レバノン	原発事故に伴い、 ・全ての都道府県の全ての食品等を対象に検査報告書を要求	2020年12月、レバノン政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
205	エジプト	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の水産物を対象に検査証明書を要求等	2020年11月、エジプト政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
206	モロッコ	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の全ての食品を対象に検査証明書を要求等	2020年9月、モロッコ政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
207	全輸出先国・地域	食肉の包材（ダンボール）への記載事項が輸出先国・地域ごとに異なつており、国・地域ごとに包材を製造・保管する必要があることから、事業者の大きな負担となっている。	・厚労省は、2019年4月に自治体を通じて要望調査を行い、2019年6月、希望する事業者と打ち合わせを実施。打ち合わせの結果を踏まえ、カナダ及び香港と協議し、9月中に要綱を改正済み。	45億円程度 [◇] (牛肉の2018年対カナダ輸出額：2.6億円、対香港輸出額：41.3億円 2017年対カナダ輸出額：2.1億円、対香港輸出額：48.3億円から推計)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
208	米国 EU 香港等	牛肉を輸出する処理施設は、輸出先国の基準に基づいた衛生的など畜・解体が必要	<ul style="list-style-type: none"> 要綱（輸出先国の法令）に定めると畜・解体手順及び衛生管理について、現場だけでは具体的な対応方法を判断できない場合がある。 厚労省は、要綱の具体的な運用について個別に対応済み。 	<p>認定施設 1 施設が輸出不可となった場合の輸出減少額（H30の輸出施設 1 施設当たりの輸出額） 対米国：3.3億円△ 対EU:3.9億円△ 対香港：4.1億円△</p>
209		輸出相手国との要件に対応するための技術支援	<ul style="list-style-type: none"> 米国等で要件とされていると畜方法では、血斑の発生により、取引価格等に影響する。 輸出先国の要求に対応しつつ、品質を確保したと畜方法の改善が求められる。 2021年3月、民間団体が、品質を確保したと畜方法についての検討結果を踏まえた輸出用食肉処理技術等マニュアルを作成し、関係事業者に共有すると共に、関係者に対し、輸出用食肉処理技術等の向上に向けた研修会を開催。 	<p>55億円△ （牛肉の2018年輸出額：対米国33億円、対EU16億円、2017年輸出額：対米国30億円、対EU13億円）</p>
210	牛肉輸出可能国・地域	牛肉のスライスされた状態での輸出 (取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品)	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、牛肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 21か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認（2021年3月時点）。 	—
211	豚肉輸出可能国・地域	豚肉のスライスされた状態での輸出 (取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品)	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、豚肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 4か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認（2021年3月時点）。 	—

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
212	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ NZ、EU等	水産物輸出の際には衛生証明書が必要	<ul style="list-style-type: none"> 厚労省、農水省、都道府県等（保健所を含む）、その他の証明書発行機関が衛生証明書を発行。 申請は平日受付で約1～2日で発行される。 厚労省は、農水省が実施した事業者ニーズの調査結果を基に地方公共団体、地方厚生局に発行業務の迅速化等を依頼済み。 	1,302億円△ (代表的な国々への水産物輸出額：2018年1,153億円、2017年1,021億円)
213	シンガポール EU	鶏肉の食鳥処理場は都道府県の食鳥検査員による検査が必要。	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール及びEUは、輸出食鳥肉の検査は公的獣医師による検査を求めている。 シンガポール向けについては2019年7月2日、EU向けについては2019年12月11日、厚労省は輸出向け家きん肉を処理する時間においては、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監督の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うことを都道府県等に周知した。 	シンガポール 0.01億円程度 EU 0.01億円程度
214	香港、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、UAE、カタール、カナダ、メキシコ、ブラジル、豪州、NZ、ロシアは、牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	厚労省及び農水省は、5者協議等を通じ、円滑な認定が可能となるよう支援を実施。	(H30の輸出施設1施設当たりの輸出額の例) 対米国：3.3億円 対EU：3.9億円 対香港：4.1億円 対シンガポール：1.2億円 対台湾：1.4億円
215		国と県の見解の相違	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール向け牛肉について、食品添加物の使用に関する国と県の見解の違いにより、輸出済み牛肉の廃棄を行うことを余儀なくされ、損害が発生。 2019年6月、厚労省は、全自治体に対して、自治体において判断が難しい案件について相談を促す通知を発出。 	—

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
216		水質モニタリング時におけるサンプリング者の要件緩和	・EU向けカキの輸出には、生産海域の指定が必要。 ・指定海域のモニタリングにおいて、試料のサンプリングは公的機関の職員が行うことが求められていたことから、厚労省及び農水省は、2019年6月に取扱要領を改正し、公務員でなくとも対応できるよう、要件を緩和。	—
217		輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の明確化	シンガポール、マレーシア、香港以外では日本農産物への輸入制限を設ける国が大半。 例 果物、野菜（なし、りんご以外の検疫条件未設定）<フィリピン>	—
218	香港、台湾、米国、EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等（牛肉）	2022年3月までに18産地のリストを公表。	1,600億円 (2025年目標額)
219	シンガポール、タイ	輸出産地による輸出事業計画の策定等（豚肉）	2022年3月までに5産地のリストを公表。	29億円 (2025年目標額)
220	香港、ベトナム、シンガポール、EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等（鶏肉）	2022年3月までに7産地のリストを公表。	45億円 (2025年目標額)
221	シンガポール、米国	輸出産地による輸出事業計画の策定等（鶏卵）	2022年3月までに7産地のリストを公表。	63億円 (2025年目標額)
222	香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア	輸出産地による輸出事業計画の策定等（チーズ、牛乳等、育児用粉乳）	2022年3月までに2産地のリストを公表。	328億円 (2025年目標額)
223	台湾、香港、タイほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（りんご）	2022年3月までに7産地のリストを公表。	177億円 (2025年目標額)
224	香港、台湾、タイ、シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ぶどう）	2022年3月までに5産地のリストを公表。	125億円 (2025年目標額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
225	香港、台湾、シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（もも）	2022年3月までに6产地のリストを公表。	61億円 (2025年目標額)
226	香港、台湾、シンガポール、マレーシア、カナダ、フランス（EU）ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（かんきつ）	2022年3月までに14产地のリストを公表。	39億円 (2025年目標額)
227	香港、シンガポール、タイ、台湾、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（いちご）	2022年3月までに12产地のリストを公表。	86億円 (2025年目標額)
228	香港、シンガポール、タイ、台湾、マレーシア、カナダほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜）	2022年3月までに39产地のリストを公表。	28億円 (2025年目標額)
229	米国、中国、香港、EU、ベトナム、シンガポール等の東南アジア、ロシア、豪州等	輸出産地による輸出事業計画の策定等（切り花）	2022年3月までに9产地のリストを公表。	18.8億円 (2025年目標額)
230	米国、EU、中国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（茶）	2022年3月までに13产地のリストを公表。	312億円 (2025年目標額)
231	香港、米国、中国、シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品）	2022年3月までに37产地のリストを公表。	125億円 (2025年目標額)
232	中国・米国・韓国・台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（製材）	2022年3月までに4产地のリストを公表。	271億円 (2025年目標額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
233	中国・韓国・台湾ほか	マーケットインの発想に基づく担い手による輸出促進（合板）	2022年3月までに8担い手のリストを公表。	80億円 (2025年目標額)
234	米国、中国、香港ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ぶり）	2022年3月までに10産地のリストを公表。	542億円 (2025年目標額)
235	韓国、米国、台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（たい）	2022年3月までに3産地のリストを公表。	193億円 (2025年目標額)
236	中国、台湾、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ホタテ貝）	2022年3月までに2産地のリストを公表。	656億円 (2025年目標額)
237	香港、中国、タイほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（真珠）	2022年3月までに1産地のリストを公表。	379億円 (2025年目標額)
238	中国、香港、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（清涼飲料水）	2022年3月までに11担い手のリストを公表。	786億円 (2025年目標額)
239	香港、中国、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（菓子）	2022年3月までに46担い手のリストを公表。	465億円 (2025年目標額)
240	米国、中国、EUほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ソース混合調味料）	2022年3月までに14担い手のリストを公表。	850億円 (2025年目標額)
241	米国、中国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（味噌・醤油）	2022年3月までに味噌20産地40担い手、醤油24産地50担い手のリストを公表。	231億円 (2025年目標額)
242	米国、中国、香港、EU・英國、台湾、シンガポール	輸出産地による輸出事業計画の策定等（清酒（日本酒））	2022年3月までに619担い手のリストを公表。	600億円 (2025年目標額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
243	EU・英国、米国、中国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ウイスキー）	2022年3月までに33担い手のリストを公表。	680億円 (2025年目標額)
244	中国、米国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等（本格焼酎・泡盛）	2022年3月までに206担い手のリストを公表。	40億円 (2025年目標額)
245	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ ニュージーランド、EU等	一元化的な輸出証明書の発給システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生に関する証明は地方厚生局等、放射性物質検査証明や産地証明は農水省に申請する必要があるなど、輸出証明書の申請先が複数部署にまたがるため分かりにくく、窓口の一元化が求められていた。 ・農水省は、関係省庁（財務省及び厚労省）とともに、輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムを構築し、2022年4月から、全ての種類の証明書を対象として、本格運用を開始。 ・事業者の利便性向上を図るために、2021年4月に羽田空港に受取窓口を設置し、一部の輸出証明書の受取を可能とともに、2022年7月には成田空港内でベトナム向け輸出水産食品の衛生証明書等を受け取ることができる体制を整備。 	14,439億円 [◇] (輸出証明書発行対象国への農林水産物・食品の輸出額：2021年11,446億円、2020年9,074億円)
246	各国・地域共通	地理的表示（G I）保護制度の運用見直し	G I 產品として120件が登録される一方、登録產品の多様性に乏しく輸出に繋がる產品も限定的であることから、輸出を志向する加工食品を含め、多様な產品のG I 登録が進むよう、G I 制度の運用見直しを実施。	-
247	各国・地域共通	品目団体の育成	改正輸出促進法に基づき、2022年度内に輸出重点品目28品目のうち10品目以上の品目団体の認定を目指しており、2022年中に15品目7団体について認定。	-
248	各国・地域共通	和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護・適正な流通管理	<ul style="list-style-type: none"> ・牛の家畜人工授精用精液等を取り扱う家畜人工授精所4,270か所に対し、自己点検の実施を求めるとともに、2021年度末までに615か所の立入検査を実施。これらの結果概要を2022年6月に公表し、法令遵守の再徹底を図るため、通知を発出するとともにパンフレットを作成・配布。 ・また、その後、自己点検等が未実施だった一部家畜人工授精所への立入検査等を実施し、4,270か所のうち休廃止を確認した121か所を除く全ての家畜人工授精所での点検等を2022年9月末までに終了。 	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
249		輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開の支援	海外展開の類型ごとに、知的財産・ノウハウの流出につながる落とし穴や、将来の輸出市場の獲得に貢献する活動などを分析し、我が国の農林水産業者・食品事業者の利益となる海外展開の取組を整理したガイドラインを作成、2022年3月7日に公表済。	—
250		不正競争防止法の営業秘密に関するガイドラインの作成	農業分野の技術・ノウハウについては、秘密管理されているかどうかの客観的判断が難しい等の理由により、営業秘密を保護する枠組みが十分に活用されているとは言いがたいことから、2021度中に不正競争防止法の営業秘密に関するガイドラインを作成。	—
251		地理的表示等も有効とする運用改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経産省及び農水省は、地理的表示（GI）保護制度を特定原産地証明書の発給申請手続に活用することで手続を簡素化し、EPAの特恵利用を促進。 ・ GI登録されている产品的うち登録内容から協定原産地であることが明らかな商品については、生産証明書に代えてGI表示のある仕入書等をもって原産地証明書の発給申請が可能となるよう手続きを簡素化。 ・ 農水省は、GI登録内容から協定原産地であることが明らかな商品の一覧をHPで公表。 ・ 経産省は、2021年3月に本措置に係る通知を日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・ 日本商工会議所は、各地申請窓口に本措置を通知し、これに基づく運用を実施中。 	—
252		改正種苗法に基づく輸出先国の制限を行う品種の目標設定	農水省は、改正種苗法による登録品種の海外持出制限について、2021年9月末までに公的機関が開発した既登録品種の9割以上の当該制限を完了。既登録品種の海外持ち出しを制限する旨の届出があった4,232品種を公表（2021年11月11日現在）。	—
253		日本伝統の製法を規格化した「みそJAS」の制定	農水省は、我が国伝統の製法を規格化した「みそJAS」を2022年3月に制定。	—

農林水産物及び食品の輸出に関する実行計画の変更概要 (対応済み及び追加した項目)

令和5年6月12日
農林水産物・食品輸出本部

○ 対応済みの主な項目

I 輸出先国・地域との協議への対応

タイ

- かんきつ類の輸出については、2018年から防カビ及びワックス処理が条件となっていたが、**植物防疫官による栽培地検査等に代替することが可能**となった。（2023年5月）



(防カビ及びワックス処理)



(植物防疫官による栽培地検査等)

タイ向けかんきつ類の輸出額の推移

2018年	2022年
約3,100万円	約900万円

台湾

- 2018年に豚熱の発生に伴い、豚肉の輸出が停止していたところ、**加熱豚肉製品について、認定施設からの輸出解禁。**（2023年1月）



台湾へ輸出

中国

- 2021年1月から課されていたコールドチェーン流通食品（日本は主に水産物）に対する新型コロナに関連した**PCR検査等の輸入検疫措置が撤廃。**（2023年1月）

メキシコ

- **精米の輸出解禁**（2023年3月）

今後、日本食レストラン等を通じて輸出拡大を目指す。



メキシコ向け日本産精米輸出解禁ワークショップの様子

II 輸出を円滑化するための対応（施設認定等）

台湾

- 牛肉処理施設の認定（1施設）

米国、EU

- 水産食品加工施設の認定・品目追加(9施設)



EPA対象国

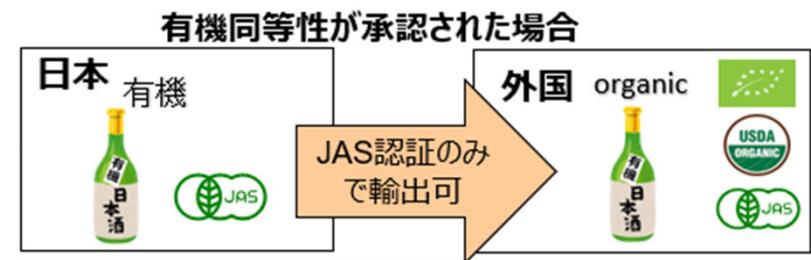
- EPAを利用して青果物等を輸出する際の原産地証明書の発給手続きを簡素化し、事業者に周知。
(2023年3月)



(参考) 上記以外に対応が進展した主な項目

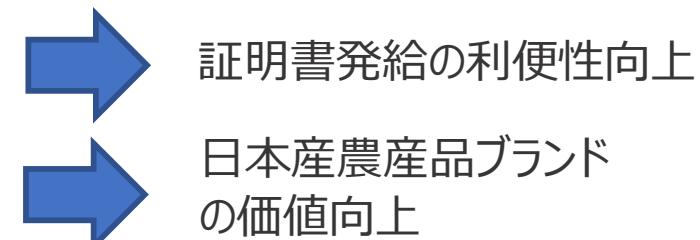
カナダ

- 2023年8月末目途での有機酒類の同等性の発効を大筋合意
(2023年5月)



各国・地域共通

- 一元的な輸出証明書発給システムの新機能
(台湾向け産地証明書の発行) の追加 (2023年1月)
- メロン、ぶどう等流通常行程の情報を詳細に提供するフードチェーン情報公表農産物JASを制定 (2023年3月)

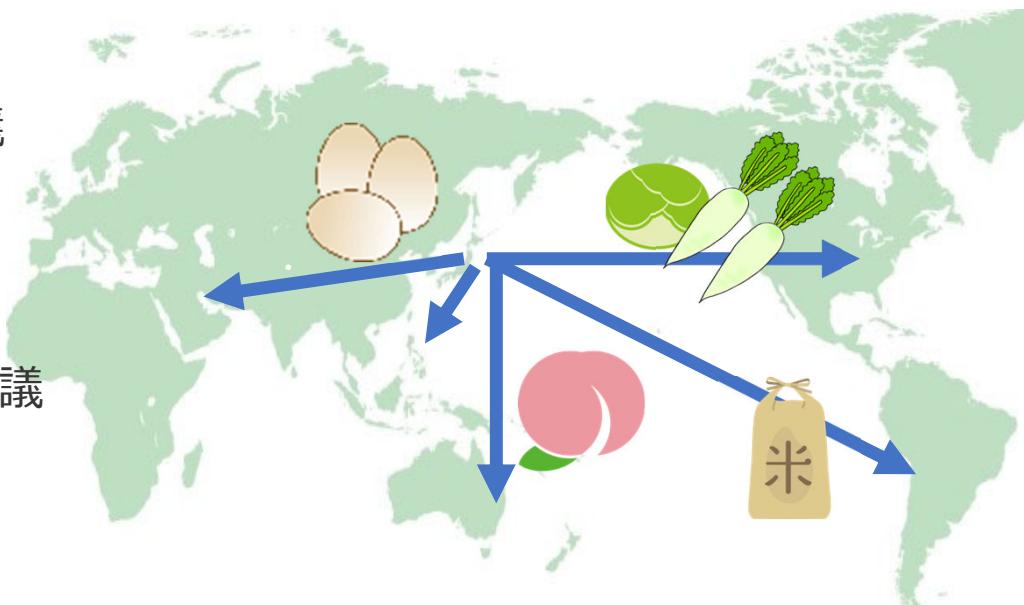


※フードチェーン情報公表農産物JASによって、「誰がどこでつくったのか」「いつどこで出荷され、どこを流通したものか」「輸送途中で品質に影響のある温度、衝撃等の管理状況」などが、明らかになる。

○ 追加した主な項目

輸出先国・地域との協議への対応

- UAE・フィリピン向け鶏卵の輸出解禁に向けた検疫協議
- ペルー向け精米の輸出解禁に向けた検疫協議
- 豪州向けももの輸出解禁に向けた検疫協議
- 米国向けだいこん、キャベツの輸出解禁に向けた検疫協議



輸出を円滑化するための対応

- インドネシアにおける食品規制の調査・分析及び対応の要否を検討

現状

インドネシアの食品規制は複雑かつ不透明な部分があり、輸出時に対応が困難



規制の調査・分析
及び対応の要否を検討

・ライセンス取得



・ハラル表示義務

・加工食品流通許可 等

対応の方向

- ・事業者等への周知
- ・必要に応じ規制の透明性確保、合理的な規制への改善に向けてインドネシア政府に働きかけ

事業者・産地への支援に関する対応

- 海外日本食料理人の人材育成

現状

増加基調である海外の日本食レストラン等で日本食料理人が不足していることから、外国人日本食料理人の育成強化が必要

- ①調理技能認定
- ②日本への招へい研修
- ③日本料理コンテスト
- ④海外日本食イベント・セミナー等への講師派遣



日本料理の調理技能
認定制度



今後

日本産品の発信拠点となる海外の日本食レストラン等において、日本産品や日本食・食文化の魅力を発信できる人材を育成